

定、郷土館、圖書館の設置、善行者又は精勤者の表彰、敬老會等を行ひ、特に敬老會は女子が中心となり主婦會等と提携して老人を慰はるが如き、青年が中心となり村民一家族の如き和衷協同の理想郷建設に向つて邁進せしむべきである。

5、團體的施設——青年は男女夫々各村落毎に共同實習地を設け、村落の農事試験場としての職能を發揮せしめ、郷土農業の改善に貢献する。又村民を動かして、村落會、臺所改善講、養鶏組合、各種娛樂會等を組織し、その自治的立憲的行動によつて郷土生活の進展に貢献する如くすべきである。

6 國家的施設——郷土生活の内容には、國家的祝祭日、記念日の訓話、國旗掲揚、國民實行事(國民的何々デー)、國產愛用、國家的偉人祭、史蹟保存、國寶並に天然記念物、名勝地の愛護等の如き國家的のものが尠くない。かくの如き事項に就いては、各公民教育の立場より教育的の施設を講じ、公民的知識と徳操との涵養に資する處あらねばならぬ。

7、自治的施設——自治會、村落會等の活動を促進し、又は援助して基本財産の造成、造林等納税の勵行の援助、土木事業の完成を援助し、又道路愛護、交通安全運動其

他村の事業に對し出來得る限りの援助を爲すの態度をとらしむること。

第四項 農村青年の公民的情操陶冶

以上挙げたるは郷土生活の内容を教材とする公民的知徳の教養に關する施設の主なるものであるが、尙此處に一般的に重要な施設に就きて要述することゝする。抑々郷土生活を基調とする公民教育に於ては、公民的情操の陶冶に留意することが肝要である。而してこれが方法としては上述の如き施設を行はしむる間に於ても涵養せらるべきであるが、尙祖國愛、郷土愛を高調せる詩歌の鑑賞をなさしめ、又これを創作せしむるが如き、或は田園生活及びそれを讚美したるものにして、公民的情操の涵養上價值大なる唱歌を歌はしめ、繪畫を鑑賞せしむるが如き、又は郷土に於ける美談、郷土的偉人の事跡、郷土史實談等、公民的情操に價值大なる讀物の編纂、又全国各地の農村美術品、手藝品を蒐集し、郷土のそれ等と共に郷土館又は學校役場等に陳列するが如きこれである。以上公民的情操陶冶に留意すると共に愛郷心の涵養に力を盡さなければならぬが、その方法としては、郷土民性の長短を知らしめ、その長所は益々これを發達せしめ、その短所はこれを補ふの必要

を痛感せしめ、これを前述の公民的施設等と相俟つて補はしむべきである。

第五項 農村青年の國家觀念養成

一、皇室尊崇觀念の養成

國家觀念の養成に力め兼ねて、人類愛を基調とする國際心の培養を期すること。皇室尊崇の念を中核とする熱烈な愛國心の養成をなすこと。

日常生活に於て家業を興し、家風を作興し、又は郷土の開發に盡瘁或は學業を修め、身心を鍛練し、以つて平時に處するの道を修むると共に一朝有事の秋に備ふるが如きは、何れも大にしては、皇室、國家の鴻恩に報ずる所以であるとの信念を持たしめて、日常修養に勵ましめて、夢寢の間に於ても、皇室國家を忘れしめざる方針を以つて教育すべきであるのが特に、宮城參拜、伊勢大廟、明治神宮、桃山御陵、多摩御陵等の參詣を爲して、皇室尊崇の至念を養成し、又陸海軍記念日の訓話、忠君烈士の傳記に關する講話訓練の徹底等により、忠君愛國の至誠を養ひ、質實剛健の氣風を培養し、又納税その他公課の集金を援助し、權利の尊重と同時に、義務の遂行の大切なる所以を知らしめ、又日常生活の間に於て、又他教科の教授の間に於

て法令、制度の尊貴なる所以を力説し、日常生活に於て、これを遵守せしめ、以つて法治國民としての教育を全からしむる如くすべきである。

又青年を以つて組織する各種團體的生活に於ては、役員の選舉、議事の進行、議決事項の實行等何れも立憲的態度を持してこれに當らしめ、以つて立憲思想の養成に力めしめなければならぬ。

家憲や、學則、團則等を遵守せしめ、法治國民としての基礎的訓練を徹底せしめることや自治制度運用の知識を授け、國家的精神の涵養に力むる如きがこれである。

二、國際的觀念の養成

青年に對しては正義及び人類愛の精神を培養し、これを基調として國際心の培養に力めなくてはならない。

これが爲めには、文化國民としては先づ正義及び人類愛を高調し、決して國籍の相違、人種の相違によつて差別的觀念を抱くべからざる所以を悟らしめ、更に外國事情に精通せる人を招聘して其の講話を聴講せしめ、又ラヂオ、幻燈、活動寫眞、繪畫等によつて外國事情を了解せしめ、以つて外國人を親愛するの態度を養ひ、國際心

の培養に力めなくてはならない。

以上は公民的知識並に徳操涵養の實際化に就いて概説したのであつて、固より男女青年修養上の力點であるが、青年期に於ては已に男女各精神的身體的に相異なる處大であるから、女子には特にその身心の傾向と、その實際生活より眺めたる使命とに立脚したる公民的訓練を施し、以つて新時代の日本婦人としての教育を全からしめなくてはならない。

第六項 農村女子青年の公民教育

一、女子公民教育方針

我が國明治以來の國家社會的建設は直接的表面的には男子之に當り、女子は我が國傳統的の道德觀よりして家庭團欒の中心となり、その貞淑溫良の美德を發揮し、内助の功を全くすることに依つて男子を外に活動せしめ、かくて間接にこれに貢獻する處があつた。然るにこの男子の活動舞臺たりし時代の國家社會の情勢は、思想上に於て、將經濟上に於て、その他各方面に於て由々敷き國難を招來せんとするに至つた。此處に於て昭和の聖代を一轉機として社會各方面に一大建設を

遂げしめ、國民生活を充實し國體の精華を愈々益々内外に顯揚せしめなくてはならない。此處に於てか、家庭の内のみその活動を限られたる女子をして門外に進出せしめ、女性の純真なる精神を國家的生活の中に表現して昭和維新の建設に貢獻する處あらしめなくてはならない。而して之が爲めには、日本婦人としての傳統的道德觀の美點を益々發揮すると共に社會生活の眞義を理解せしめ、公共奉仕の精神を培養し、入りては家庭經營の中心となり、出で、は社會公共の發達に直接貢獻せしむる處がなくてはならない。

今や憲政自治の趨勢と社會の時代的改善とは漸次婦人の進出活動を要望しつゝある。即ち農會法に於ては曩には婦人の役員選舉、被選舉權を認められ、今又婦人參政權の附與は實際問題として論究され、その實現は當に目睫の間に迫りつゝある、而して女子青年團は昭和五年夏、女子青年公共生活訓練運動を起し、富士山下に於てこの運動に關する講習會を開催し、全國女子青年團の幹部をして聽講せしめたるを手始として、普く全國女子青年團と相呼應してその徹底を期すべく努力しつゝある。又嘗て政府は女子青年團體の振興に關する訓令を發し、女子青年の

指導誘掖に當つてはその人格を高め、女子の本分を全くせしむると共に健全なる國民たるの資質を養ひ、特に公共的精神を涵養し、社會の福祉に寄與すべきことを闡明せしめたのも、又憲政自治の發達と公共奉仕の精神作興とを目的としたるに外ならないと信ずる。

女子に對する公民教育は、前に要述せし事項に加ふるに、女子の天分に應じたる知徳の培養に力めなければならぬ。以下その方法の概要を要説することとする。

二、家庭の濟美と訓練

家庭生活の濟美に努力せしめ、家庭教育の主腦者たり、家庭經營上の中心たるの修養を遂げしむることは女子訓練上の喫緊事項である。

これが爲めには職業に精勵し、家内の整理整頓に努め、又その學びたる科學的知識を日常生活に應用し、家業の改善に關する研究努力を始めとして、豫算生活の實行、計量觀念と、物品鑑識力の涵養、衣類住宅の經濟的研究、保健衛生、救急療法の習得に努め、老人、兒童を慰はる(按摩、物語、童話、童謡、その他の慰安眞にやさしき女性美を

發揮して、又弟妹を躉け、圖書館を利用して修養に努める等、家庭教育の氣分を作興し、又家庭生活の中に情味を濃厚ならしむる等、家庭和樂の中心となり、又祖先の命日の取扱、祭祀に就きては率先してその事に當り、家憲の設定を助けて、家運の興隆を圖るなど、家内に於ける自己の職分を果して、將來一家の主婦として立ち、その本分を全ふするに必要な修養を豊かならしめなくてはならぬ。

三、公共生活上の訓練

社會公共生活に關する知徳を進め、女子としての立場よりこれに貢獻するの態度を養成することは現代婦人の修養上極めて肝要なことである。

社會公共生活體驗の第一歩として、葬祭、冠婚、病人見舞、時候挨拶に關する音信並に手傳、家庭的催しに對する交歡等、互助相愛の精神を發揮し、交誼を厚くするに力めしめ、又近隣の老人を敬ひ且つ慰はり、子供を愛護し、更に進んでは隣保事業、農村託兒所、各種救濟事業への援助、兒童保護事業、各種の娛樂の改善充實、火災、盜難の防止、交通整理等、災害防止に關する運動の如き社會公共事業にまで奉仕的努力を致し、以つて時代の要求する家庭及び社會生活兩方面に必要な體驗的修養を積ま

しめなくてはならない。

以上の修養は家庭及び社會の兩方面に於ける婦人としての修養の獨特の傾向を帯びたるものである。故にこの修養を積む時に於ては、自ら家庭に於ける本分を全くして社會公共生活への責務を全くし、且つ將來參政權を行使し得るの秋に於て、眞摯にして公正なる態度に出でしむることを得るのであらふ。

動ともすれば、感情に動き易く、依頼心によつて災され易き婦人の傾向に思を致す時に於て、上述の公民的教育を徹底することは極めて緊切なる事項であると信ずる。

第二節 農村青年の農業教育

第一項 農業教育の本義

青年教育に於て行ふべき職業教育は、職業に關する知識、技能を授け、國民の經濟的能力を涵養すると共に、これによつて國民公民としての生活に樞要なる道徳を涵養することを目的とする。

而して職業に關する知識、技能は、農村に於ては實際に農業を經營するに當つて必要なる専門的實際的なる知識、技能でなくてはならない。随つて、これが學科教授は「間口を狭くし、奥行を深くする」の原則に基き、而も一時間毎に纏りたるものであつて、直ちに實地に應用して、農業の改善に役立たせ得るものたるを要する。次に國民としての經濟的能力を涵養する上には、農業經營に關する識見を養ひ、現今の如き概して單調なる組織を多角形式な組織にまで進めしむると共に、科學的知識を經營の上に取り入れ、動力機械の利用によりて灌漑、排水等土地利用の増進を図り、且つ勞力を節約し、交通運輸の方法を進めしめて市場との經濟距離を短縮し、以つて農業組織の改善の氣運を起さしめ、又肥料の自給自足、販賣法の改善經營の内容に改善を加ふるが如き、經濟的能力の啓培に力を盡さなくてはならない。

かくの如く青年期に於ける農業教育は、現在の農業經營に關する知識、技能を養ひ、經濟的能力を啓培して、農業を合理化し進んでこれが振興を圖る事、即ち農業擴充運動に貢献し得る資質を與へることを忘れてはならない。かくの如く農業を全れ自體に就いて教育すると共に、職業生活の中に於て、國民公民としての生活を全

くせしむる徳操の涵養に留意することも、この教育の重要な使命である。農村青年をして、眞に有爲なる國民公民たらしめんとするには、先づその職業觀を確立して、農業そのもの、中に無限の歡喜と隨喜の泉を發見して、これに全身、全靈を傾倒してその經營に力むると共に常に學びたる知識を基礎として、修養研鑽に力めこれを實務に應用して工夫獨創を凝し、新方法の創作をなすが如き資質を培養し、職業生活を透して其の全人格を社會に實現せしめ、前節に述べたる公民的教養と相俟つて郷土の完成に貢献することが、結局國家社會の完成に貢献する所以であり而してこれが人生の理想であることを眞に自覺せしめ、以つて人生觀を確立せしめなくてはならない。又農村の實際生活を見るに、職業及びこれに關係せる事項が殆ど生活の全部を占めて居るのであるから公民教育、道德教育は、農業教育と融和渾一、以つて一元的徹底を圖るに於て最もその成績を擧げ得るものであると信ずる。

更に青年期の心身の傾向に察して職業教育との關係を想ふ時、農業教育は青年の人格教育上極めて價值あるものであると信ずる。即ち青年期は身體の各部の

發達著しく、特に春期發動の時期であつて、精神的にも、生理的にも一大變動期に際會して居るのである。故に此の際に於て、身體的に鍛鍊を加へて、身體を充實し、力量を最大緊張に進ましめなくてはならない。この意味に於て、擊劍、柔道、競技體操、教練等を行はしむると共に山野に於て勤勞に従事せしめ、所謂鍛鍊的教育を徹底すべきである。これ青年期の自然的欲求に合致せる教育方法である。青年期に於ては前に述べたる如く、春期發動と共に神經中樞に異常なる發達を來し、感情に傾きたる行動を取り易きに至る如き、人生の危期に遭遇して居る。故に此の際に於て男女青年の進むべき健全なる道を選ぶ様、適當なるヒントを與ふる教育方法を採らなくてはならない。而してこれが爲めには、大地に親しみ、その生産力を發揮せしむることに努力せしめ、又農業組織の改善に就いては村民を動かして共にこれが解決に當るが如く、強く明るき正義に満ち／＼た奮闘的活動をなさしむること、眞に青年を導くの要道に合したものと信はなくてはならない。

第二項 農業教育と産業是

一、産業是の意義

青年教育に於ては、青年に對する農業教育は、郷土に於ける産業是に立脚し、郷土農業の開発運動に當らしむることそれ自體が農業教育たる如く、生きたる教育たるを要する。彼の農村教育の基調たらしむべく行はれたる郷土調査に立脚して産業是を確立するを要するのであるが、その方法は、農村計畫の中に織込むべきである。産業是は物質的方面と知徳の啓發方面との内容を持ちその村の理想であり、標的である。

二、産業是の内容

農村の産業是はこれを物質的方面と精神的方面とより考究し確立しなくてはならない。

甲、物質的方面

生産に關する方面——即ち耕種法の改善、施肥の合理化、作物及び家畜の選擇、副業の選擇等による農産物の増收並に勞力の分配等である。農業は一の營業にして經濟的利益を重んずべきものであるから、經濟を顧みざる單なる生産の増加は、當然無用であつて、飽くまで生産を合理化することに目標を置きて策定すべきであ

る。——

經濟方面——産業組合、共同販賣等を設置して、これが振興に就いて村民總動員の努力をなし、又農業倉庫を設けて信用組合と共に金融の發達を圖り、以つて農業經營の進歩に貢獻せしむべきである。

交通方面——交通の發達は、市場との經濟距離を短縮して、農業經營の改善に有力なる影響を及ぼすものであり、場合に依つては一村農業經營に劃期的變化を與へるものであることは、チューーネン氏の孤立國これを説破せるが、今日にては、交通機關の發達と共に到所その實例が雄辯に立證して居るのである。

衛生方面——住宅の清潔、整頓、衣食住の合理化、傳染病の豫防、積極的な農業的體育の獎勵、佻装、競技、佻擔、競犁等簡易なる農民的體操等を獎勵して健全なる身體と明るき精神を養ひ、以つて勞働力の増進を圖るべきである。

乙、知徳的方面

團體方面——團體精神の涵養に力を致し、村内農業の經營は出來得る限りこれを協同の力に依つて促進するの方針に出でること、すべきである。例へば、生産物

はそれを品質的に統一すると共にその價格をも統一する等協同事業としての色彩を濃厚にして、現今經濟界の潮流に合致せる大量生産の實を擧げしめ、又は各種品評會、講習、講話會、副業、新しき農業的技術等に關する傳習會等、諸會合を開催して村民一同と共に知徳の修養に力むること、

販路擴張——村農會、産業組合、青年團等は種々の方法に依つて生産品の宣傳に又は華客の誘引等の如き販路擴張運動に努力すること、

視察方面——優良村に於ける、農業計畫の狀況、模範産業組合、篤農家農産市場等、郷土農業經營改善上、直接間接に模範たるべき方面を視察せしめ、以つて農業趣味を涵養し經營上の識見を高め、又工夫獨創力を啓培する方法に出づること、

第三項 農業教育の實際化

一、緒言

上に述べたる如くして確立せる産業はその郷土に於ける農業の實態を基調とし、且つこれに將來取るべき改善上の理想方法が含まれて居るのである。故にこの産業是を農業教育の方法上の基礎とする時は、明に農業教育それ自體が村農

業の實態に即して行はるゝことゝなるべきは言を俟たざる處である。かゝる方法により樹立せる農業教育の方針は、學科教授及び實習教授の兩手段に依つて實施されなくてはならない。

二、學科教授の實際化

學科教授の方面——青年教育に於ては農業補習學校に於ても又青年訓練所に於ても職業教育に充當さるべき教授時間數は數十時間であつてその中より相當の實習實驗の時數をも割かなくてはならないから、實際上、學科教授の時數は極めて僅少となる。故を以つて、教授に當つては十分なる研究調査に基き高き見識を以つて教材を求めることゝし、而もその教材は一時間に於て纏りたる一の知識として、實地に活用し得る様教授しなくてはならない。

教授の際に於ては、小學校の農業教授に於て述べたる記載式學習法によりその題材に關する事項は郷土並に家庭に於ては如何なる實狀にありやを豫め十分に調査し置かしめ、これを學理に照して吟味し、その長所は善くこれを會得せしめ且つ理論化せしめて更に益々その點を發達せしむることゝし、その短所は因つて來

る原因を究明し、これが改善の方法を學理の上より研究せしめ、而して其の研究せし結果は直ちに實習の上に表はさしむべきである。

農村には大抵數名乃至十數名の老農又は精農家がある。これ等の實際經營せる狀況を見學せしめ、又その經驗談を聞かせるが如き、その他農事試驗場の見學、實際家に就き養雞、養魚、農業手工等の副業經營の狀況を見學せしむる等の方法に依つて、見聞を廣め識見と趣味とを培養し、延いて工夫獨創の動機を與へる様指導すべきである。

青年の心理的傾向は他よりも優越せる自己の力量、手腕を認識し、又は他人の企及し得ざる問題を解決することに無上の優越感を起すものであつて、随つて農村青年は新技術の發見、收穫上の新記録を作ること等に趣味を持ちて精進せんとする傾向あるものである。故に、學科教授に於ては增收上、品質改良上の知識技能を授け然も經濟的の作物栽培法、家畜使用等の理論及び方法を授けることが肝要である。

青年期の農業教育は村内に行はるゝ普通の農業的作業を理論化することに努

め、随つて學理と、經驗とに照らして、現在農法の正當なりや否やを確かめて、眞に生産上、經濟上の調和的成功を期せしめなくてはならない。

以上は青年教育に特に重要なるべきもののみを要述し、其他一般學科教授の方面に就きては小學校の農業教授法に準ずべきを以つて此處には省略することとする。

三、實習教授の實際化

青年教育に於ける農業實習の目的は、小學校に於けると一致する處多きも、特に農業の學理を實地に應用するに當りこれが換骨脱體の妙用を發揮し得るに至らしめなくてはならない。而してその爲めには、原理原則を確實に修得せしむると共に實地應用に對する高能率的熟練と、經驗とを養はしめ一面大地に親しみて筋肉勞働に従事し、その心力、體力を大地に打込み、地力を發現せしむることに深奥なる興味を持たしめ以つて農業と一體たるの境地にまで達せしめなくてはならない。殊に十四、五歳より二十歳頃までの農業的鍛鍊にして十分ならざる時は決して有爲なる農民たらしむることは出來ない。かくの如く農業實習の青年教育上

に於ける獨自的なる目的は、學理應用の能力と、農民的精神の涵養とに在るのである。

農業實習の方法——農業實習は、晝間通年制の學校に於ては、小學校、農業學校等に於けると大なる相異を必要とせざるも、普通の實業補習學校、青年訓練所等には、農繁期は家庭農業に従事し、農閑の晝間又は夜間に於て學習するものであるから、實習地は個人としては家庭に、團體としては各村落に、男女別に設けしめて、其の實習を容易ならしめなくてはならない。又養畜、養蠶、養魚、農産製造等の實習は便宜家庭に於て行はしめ、教師は巡廻指導又は臨時に各村落毎に集合せしめて指導することとする。以下主として實習地經營上改善すべき主要點を説明することとする。

(甲) 共同實習地

上に述べたる如く實習地に於ける作業の多き季節は、その家庭に於ても同様多忙である。随つて共同實習地を設けることは、分配上、家庭農業上の妨げとなるの理由を以て往々にして父兄の反對を買ふ事がある。又世間に於ても動々ともす

れば上述の理由に基き共同實習地の設定に反對し専ら個人實習地の經營を爲さしめ、實習教育の目的を達すべきであると主張し、共同實習地無用論をさへ主張するものがある。惟ふに此の主張は楯の一面をのみ見たるものであつて、共同實習の教育的價値に考慮を置かざる議論である。何となれば、新時代の農業者は協同的精神に燃へなくてはならない。又農事改良上の研究は共同實習地に於て始めて十分に實施し得ることが尠くない、例へば村内に栽培する各種の作物に就いて試験、研究をなすには共同實習地に於て教師の指導を俟つを要することが多い。又農事の試験研究には、經濟を超越してかゝらねばならない事が多い。例へば肥料の適量試験を行ふ場合は甲、乙、丙、丁等數區に分ち各區夫々肥料配合法を異にし比較栽培するを要するものである。随つて全體としての收益の問題は度外視されなくてはならない。この外品種比較試験にしても耕耘法の比較試験にしても同様である。かくの如く共同實習地によつて始めて村落の農事試験場たるの職能をも發揮せしめ教育上産業上兩面の目的を達し得るのである。即ち産業是を根本とせる實習地經營の實を擧げることが出来る、尙この共同的に行はるゝ農業

實習は、社會的に漸く目覺めたる青年心理に適合せる施設なることを忘れてはならないのであつて其の共同作業、共同的研究、共同販賣等は青年の社交性涵養上大なる價值があるのである。此等の意味に於て共同實習地は必ずこれを設けざるべからざる教育的理由の存することを忘れてはならない。尙共同實習地の収益或金は青年團の基本金に繰り込み、或は見學旅行の費に充て、或は又これを以て新式農具、圖書等を購入せしむるも可なるべく、かくて共同の努力により収益を擧げ、これを共同の設備と修養とに充つるは青年の教育法として特に價值大なることである。

共同實習地は、青年俱樂部または村落公堂の附近に設置し、その土質はなるべく肥沃にして試験、實驗上適切なるを要する。地目は、土地の状況により、一定し難きもなるべく田及び畑を以つてし、時に竹林、山林等を設定することもある。面積は田畑に於ては男子一人十五坪乃至三十坪、女子は十五坪を以つて標準とすべきであらう。

共同實習の方法としては、先づその經營に責任者を設けなくてはならない。責

任者は經營全般の監督をなすと共に専任教師と直接の聯絡をとり、大局に於て指導するのであつて青年團各村落支部長を以つて最も適當とする。又青年の中より管理主任を互選せしめ、前述責任者の下に於て、管理上の責任を負擔せしめる。實習地には標木を立て、これにその何々村落共同實習地たることを標識せしめ、教師は勿論、農會技術員、縣、郡産業指導者の隨時立寄りて指導援助を受け得る如くする。

實習時間は、これを一定せず、家庭作業の状況に鑑み、早朝、晝間、休憩時、休日、農閑日等に於てする。實習地には經營練習上必要なる諸帳簿を準備すべきであるが、なるべくその種類を少くし、家庭に於ても使用し得る記載方法たるを要する。

實習地豫算決算書、輪作表、實習地經營案等は其の主なるものである。收穫物の處理等に就いては豫めよく協定し置きてこれを實習せしめることとし、その方法は小賣販賣を普通とするも販賣組合ある村に於てはこれを利用するを以て最良とする。

収益金は支部青年の積立金、見學視察費、農具、圖書購入費、試食費及び家事實習費、

父兄、母姉招待會費等に充てることとする。

尙共同實習地の經營は公民教育の項に於て述べたる如く、飽くまで立憲的態度に於て役員の選舉、經營内容の議決、議決事項の實行等を爲さしめ、又時に一同相會し、村理事者、父兄、母姉を招待して試食、懇談會を催すが如きは社交性の陶冶、學校、家庭間の聯絡を密にし、且つ實習成績を一般に知らしめて郷土の農事を改善せしめる等教育上、産業振興上効果大なるものがあるのである。

尙學校には、共同實習地臺帳を設け、年々作付順序をこれに記入するを要する。

(乙) 個人實習地

個人實習地には、新に學習せし學理、技術を應用し、又は共同實習地に於ける試験研究の結果成績良好と認めたる事項を採りて實施せしめると共に、農業趣味を養ひ、技術を深め、農業經營上の信念を養ふに在る。而して後期及び青訓一、二學年次(研究科一、二學年又は高等科一、二年)は主として一作物を選択してこれが研究を爲さしめることとする。青訓三、四學年次(研究科第三、四年又は高等科三、四年)に於ては、經濟的經營に關する研究をなさしめる。

經營の方法としては、先づ第一に教師は父兄會及び各村落青年幹部の集合を求めて、實習地經營に關し、十分なる了解を得、生きたる農業經營を體驗せしめ、爲めに父兄を地主とし、青年をその小作人たらしめ、他面一家の試作地たらしめるの方針に基きて經營せしめることとする。而して、これが指導には、専ら學校職員これに當り、教師は適宜縣郡村の技術員の援助を請ふ。而して教師の指導は臨時又は豫定日時に行ひ、青年の側に於て特に指導を請ふの必要ある時は、教師にこれを懇請せしめるか、又は一定の標識を實習地に掲げしめて、村落巡廻中の教師をして、直ちに發見し指導し得る如くするもよい。尙標木に小箱を取り附け、一定様式の帳簿を備へしめ、教師はこれに指導要點を記入し得る如くするも亦頗る妙である。

實習地經營には教師指導の下に設計書を作成せしめ、又收支はこれを明瞭に記録して、將來の參考とし、收益金は、教科書の購入、其他修養費、農具の購入、翌年度の實習地經營費等となさしむるのである。

(丙) 實習地品評會

實習地の立毛審査法は審査員の技倆によつて決せられるものであつて、細密な

る審査形式を定むるが如きは、極めて迂遠なるが如く感ぜざるにはあらざるも、熟々考察する時は青年の汗と知識技能の結晶である、實習地の優劣を判別し等級を附して発表するので、教育上極めて慎重を要するのみならず、實習地の審査は普通農家の立毛品評會とその趣を異にし、作物の出来不出来を審査する外に、教育上の見地よりして評點する必要があるから、先づその根本方針を定めこれを採用したる審査標準を定めこれに基きて周到なる審査を爲し萬遺漏なきことを期せなくてはならぬ。

今左に其の綱目を掲げることとする。尙この標準が細密に過ぐるが如きも實際審査者の着眼點を示したものであるから必ずしもこれに拘泥することなく、適宜運用すべきである。

共同實習地審査綱目及び採點標準

- 一、共同實習地目的の確立如何
 - 1、經濟的研究
 - 2、學究的研究
 - 3、訓練を主眼としたるもの
 - 4、其の他
- 二、沿革
 - 1、實習地の由來及び年次的計畫及び經過
 - 2、其の他

三、土地改良に盡したる程度 九點

- 1、排水及灌漑の設備
- 2、客土法及び石礫の除去等
- 3、土壤の反應矯正

四、位置面積及區劃 九點

- 1、位置の適否
- 2、面積人數及作物の種類等との關係
- 3、區劃及土地利用の狀況等

五、計畫 十四點

- 1、連作、輪作、混作、間作の適否
- 2、學究的計畫、觀察結果の處理
- 3、教育的計畫、協議、作業、立札等

各作物に依り上記の諸點に注意す

六、整地 六點

- 1、耕し方
- 2、地均
- 3、畦幅
- 4、方向
- 5、成形整否等

七、品種の適否及稲苗の良否 六點

- 八、播種の適否(各作物につき左の諸項に注意す)
- 三點

- 1、時期
- 2、方法
- 3、播種量
- 4、一株本數

九、肥料 六點

- 各作物に就て左の諸項に注意す
- 1、種類
- 2、施肥量
- 3、配合
- 4、施肥の時期
- 5、施肥方法

六、肥効の狀況

一〇、管理狀況 十四點

- 1、土地愛護の状況
- 2、周囲整理の状況
- 3、中耕除草培土、土入の状況
- 4、病蟲害の有無及び防除の状況
- 一一、生育状況 九點
- 株張及び分蘗 伸張 生育の整否 強弱の度 成熟の良否
- 一三、經濟 十點
- A、支出
 - 1、資本 肥料、敷薬等種子量、藥劑、特に自給肥料重視の點
 - 2、勞力 3、地代、播種、耕耘管理、收穫に使用したる勞力の總額
- B、收入
 - 1、主産物 2、副産物 收量及び品質 3、販路及び價格の調査、調製、加工、荷造りの研究
- C、損益及び結果の處理
- 一四、農具及び帳簿 四點
- 以上實施に必要な帳簿 總計百點

第三節 農村青年體育施設の完成

第一項 農村青年體育の重點

健全なる精神は、健全なる身體に宿る。とは千古不磨の金言である。故に教育

に於ては、大いに體育に力を注ぎ、知徳涵養の基礎を作り、以つて人格の完成に資せなくてはならない。殊に青年期に於ては、前に述べたる如く、精神的、身體的に一轉期を劃すべき時期であるから、此の期に於て體育に力を注ぎ、筋骨の十分なる發達を圖り、動作を活潑ならしめ、堅忍持久、公明正大の氣象を養ひ、強く、明るき性格の人たらしめなくてはならない。然るに此の體育の方法に至つては、都市と農村により、又その年齢により、自ら其の趣を異にすべき點が少くない。宜しく實際生活に即し、而も、生理的、心理的に合理化したる方法を探らなくてはならない。又體育の陥り易き弊害は、一、二の選手に偏してこれを行ひ、一般的體育の向上に缺け易きの嫌ひあることである。この點につき、宜しく指導者は周到なる研究と綿密なる方法とによつて適切に實施しなくてはならない。

今體育の一般的方法として留意すべき諸點を擧ぐれば、

- 1、體育衛生に關する學理の示す處に基き、身體の鍛鍊に重きを置き、業務に對する持久奮闘の力と、病難苦難に對する抵抗力との養成に力めること。
- 2、質實剛健の精神と、尙武の氣象とを涵養し、以つて技術の末に走り、虚榮墮弱に

流るゝの弊に陥らざる様留意すること。

3. 團體訓練を尊重し、献身犠牲の態度、規律、節制を守り、秩序を重んじ、協同を尊ぶの習性を養ひ、以つて團體的精神の涵養を期すること。

これ等體育の理想を思ふの時、現下の青年教育に於て行はるゝ處の甚だこれに遠きことを慨せざるを得ない。今後體育の堅實なる發達を圖らんには先づ現今體育の缺陷を探求し、而して指導上の力點を發見し、これに基いて確固たる方針を定めなくてはならない。今これ等に就きてその要點を列舉せん。

第二項 農村青年の體育

一、青年體育の缺陷

- (一) 指導者の體育に對する理解十分ならざること
- (二) 體育に關する理論の研究の不十分
- (三) 健康體及び病體に適應する指導の不周到
- (四) 精神教育に對する考慮の不十分
- (五) 業務に適應する體育の種類選擇の不適當

- (二) 修學及び課業に支障を來す場合少なからざること
- (三) 一般的體育に對する考慮を缺き、選手本位に陥れること
- (四) 青年の體育及び衛生に關する思想不十分なること

二、青年體育の對策

前に述べたる青年體育の方針に立脚し、且つ現今體育の缺陷を補ひ、以つてこれが堅實なる發達を遂げしめんには、先づ第一に適當なる指導者を得なくてはならない。現今青年體育の指導者は體操、競技、武道等は小學校教員をして兼務せしむるを普通とするから、師範學校に於ける體育を一層充實すると共に、實業補習學校教員養成所に體育科を加設し、適當なる専任教員を設置して理論の教授は勿論、十分なる技量と、精神的教養の豊かなる教師を養成すると共に、現に該科を擔當せる教師の爲めに講習會を開催し、以つて教師の素質向上を圖らなくてはならない。

尙青年體育導指に關係ある教練指導員に對して、適當なる指導員の養成又は長期講演會等を開催して、其の素質を向上することが緊切の要務である。又實業補習學校教員養成所に中等學校卒業の豫備將校にして青年教育に興味を有し、素質優

良なる者を入學せしむるも亦妙である。府縣又は縣郡教育會等の主催を以つて體育上の研究會を開催し、其の地方に於て必要なる實際問題及び體育振興に關する研究をなさしむるが如きことも亦適切なる施設である。

實際指導の上に於ては、個人の健康状態及び其の體質に應じて適切なる指導を爲し、又競技等に於て陥り易き過度の運動を避け適切なる方法により對抗試合、優勝旗爭奪戰、體育大會、公衆體育デー等の施設を爲し、以つて體育機運の作興に力むべきである。この外、營養に關する研究とこれが改善、公衆衛生の普及徹底を圖ると共に體育の必要を自覺せしめ、自發的に自己の體育に心掛けしむべきである。何となれば農村に於ては保健、衛生に關する思想及びその設備等甚だ遺憾の状態に在つて一般民衆の自覺に俟つこと大なるのみならず、其の積極的體育方面に於ても、早朝及び作業の終り等に於て個々人の心掛に依り、極めて簡易に合理的なる體操等を行はしめ、極めて實際的、合理的なる體育を施し得るからである。

三、青年體育の實施

上述の如き方策の下に體育を行はんとするには、先づ體育の種目の適切なるも

のを選定し、これを行ふ、季節と場所の工夫をなし、且つ其の環境及び職業に適合せしむる様、方法上の研究を遂げ、而も青年に對して其の日常生活に於て運動の機會を與へて適當にこれを實行するの習性を養ふ様に指導しなくてはならない。左に都市及び農村に於ける青年體育の種類とこれが採擇の標準を擧ぐることにする。

青年體育選擇の標準					
種類	種	一般的	都市	農村	特別
教練	國民體操	◎			
陸上競技	陸上競技	◎	○	◎	
見學旅行	見學旅行	○	○		
遠足	遠足	○	◎		
擊劍	擊劍	◎	○	◎	
相撲	相撲		○		○

柔道	乗馬	弓術	野球	庭球	水泳	俵	兔	棒	綱	力	競	ス
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎は重視すべきもの

四、専用机腰掛及び教室

青年期に於ける身體の發達は生涯に於て、最も急速なるが故に、この期に於ける保健衛生上の考慮は極めて肝要なことである。故に青年訓練所實業補習學校等に於ては常に校醫の活動を促して青年體育上遺憾なきを期するを要する。又既に述べたる如く、身體に適應せる机腰掛を設備し、且つ照明を十分ならしめて、體格の正しき發達を圖らなくてはならない。然るに現今青年教育の實際を見るに適當なる机腰掛を設備するもの極めて尠なく大抵小學校の其れを代用せる状態にして、甚だしきは尋常科一、二年用のものを代用するものさへあるのである。義務教育六ヶ年間に於て或は建築物其他設備に於て、或は學校看護婦の設置をなすこと等に於て、萬遺憾なきを期し乍ら、一度これを卒業するや忽にして前述の如き境遇に置かるゝのである。青年體育の缺陷眞にこれより甚しきはない。故に此の缺陷は適當の方法に依つて出來得る限り速に解決を圖るを要する。然るに机腰掛の設備には相當の經費を伴ふのみならず、その上に専用教室が伴ふべきものであるから、實際上決して容易の事ではない。著者が嘗つてこれを實現せしめ

たる實例を述べん。

- (1) 小學校理科教室の机、腰掛を青年に利用せしむる様工夫すること。
- (2) 實業補習學校前後期用としては高等小學校の机、腰掛を利用すること。
- (3) 小學校に於て特別教室として現に使用せる教室を、青年教育の専用教室として利用する様適當に工夫すること。

(4) 町村に於て机、腰掛の購入に要する經費を特設する能はざる時は、假令十年計畫をなりと立て、年々他の經費を出來得る限り節約し、これを机、腰掛設備に差向けしめて漸次これが完成を期すること。假令年に一脚づつをなりと設備するの熱意あらば、遂にこれが完成を見るのみならず、其の誠意は必ず青年を動かして、感憤興起以て一段の努力を爲すに至るであらう。

五 青年體育と一般の理解

最後に青年體育の振興は上述の如く、教育行政上の方面に於て、又教育實際の方面に於て、夫々研究改善を要すべきもの多々あるのであるけれども、又父兄及び一般民衆が青年體育に對して十分なる理解を持ち、これを鼓舞獎勵し、援助すること

に熱意を注ぎ、以つてその向上進展を圖るに力むることが肝要である。從來動ともすれば、青年の體育競技に對して單なる娛樂として援助、獎勵するやの嫌がある。これ體育の本質に鑑みて極めて遺憾なる傾向と謂はざるを得ない。宜しく今後この流弊を矯正して、これが堅實なる進展を遂げしめなくてはならない。

第四節 農村青年教育と教授訓練

第一項 農村青年教養上の獨創

既に全村教育の項に於て述べたる如く、青年教育の經營方針は、郷土振興計畫を基調として教育の實際化を圖り、且つ青年をして郷土振興運動の中心たらしめるのであるが、此の經營方針を教授訓練の上に實現せんには幾多注意すべき要件があるが、就中特に力を注ぐべきは次の如くである。

- (1) 國民精神の陶冶により國家的、社會的自覺を旺盛にす。
- (2) 團體精神の陶冶により公正、協同の公民たらしむ。
- (3) 職業的陶冶により、經濟的能力と、産業的智徳を涵養す。

(4) 體育指導により、體位の向上を圖り質實剛健の氣象を啓培す。
(5) 普通學科の教授に於ては國民教育の完成を期するは勿論、尙これが生活化の徹底を期す。

(6) 性別取扱により、男女性特有の天職に對する自覺を喚起す。

以上の教育方針は、常に教授訓練上に實現せしむる様留意しなくてはならないけれども、實際上の運用方法としては年度計畫により二、三の努力點を豫定し置き、て年を追ふてこれが徹底を期すべきである。

第二項 教授季節

一、教授季節の決定

青年教育は、其の本質上主として農閑期に於て教授し、農繁期に於ては家庭との聯絡の下に、個人實習又は家事の手傳をなさしむる間に於て教授し、訓練するの方針に立つべきものである。故に教師は學校内外に於ける教授豫定を印刷配分し前月の終りに於て青年及び青年團幹部に配布し、而して青年をしてこれを家内の見易き場所に貼布し置き、て家庭に於ける作業との關係に就き、豫め十分なる準備

を爲さしむべきである。其次に教室又は部落公堂等に於ける教授の季節は、村の事情により又一村に於ても部落を異にすることによつて、各独自の考案を要するものであるから、教師は既に述べたる如く村狀調査を基礎とし且つ青年幹部、町村理事者等の意見を參考として、適宜決定すべきものである。随つてこの教授季節は學校を異にすることに依つて大いにその趣を異にすることもあるのである。嘗て著者が實施せし一例を示せば、

四月中旬より六月下旬まで、男女晝學、但し毎週金曜日は男女夜學、

九月上旬より十月下旬まで、男女晝學、但し毎週金曜日に男子夜學、

十二月上旬より三月中旬まで、男女晝學、但し毎週金曜日男子夜學、

右は農家が畑地經營を以つて主とし、而も一戸平均二町五段歩を耕作し年中を通じて多忙なる農村の實例である。然るに一ヶ年の教授時數は後期三百時、高等科(青年訓練所充當)三百二十時、専攻科二百時を教授することが出來て居るのである。

二、晝夜及早朝教授

尙此處に説明を要するは、夜間教授、晝間教授及び早朝教授の意義及び時間問題である。

夜間教授の時間は青年の従事する職業の種類並に通學距離、季節等斟酌すべきであるが、大體午後八時前後を以つて始め、十時又は十時半を以つて終ることとする。

晝間教授時間も亦前同様の事情により適宜斟酌すべきであるが、午前八時より十二時までの四時間と爲すもの其の一、午後二時より六時までの四時間となすもの其の二、午前八時より午後四時までの八時間となすもの其の三である。而してその教授日は全學級生徒を毎日出席せしむるには専用教室、教師を相當充實の必要があるから、大多數の學校に於ては到底望み得ないのであるから、各學級をして交互に出席せしむることとする。而して家事の状況、家庭農業の繁閑に基いて男子と女子とを適宜午前と午後とに分つこともある。かくの如き時間の配當は宜しくその地方の實狀に基いて工夫獨創し、以つて獨自の方法を案出すべきである。

早朝教授は家庭農業の状況によりては、早朝に於て特別の作業を要せざる季節に於ては、男子青年を未明に一定の場所に集合せしめ、訓話、體操を行ひたる後、東天漸く紅ならんとするの時より公民科、又は職業科に就き極めて實際的なる教授をなし、時にこれを實習せしめる方法である。この方法は、必ずしも何れの學校に於ても行ひ得ざるが如きであるけれども、その性質上一週一回、或は隔週一回行ふもその效果顯著なるものである。何となれば神社佛閣への奉仕、道路、校庭の美化、作業、害虫驅除、耕耘、開墾、實習等の如き、極めて實際的にして、且つ青年の心理に合致せる教授訓練を施すことが出来るからである。

三、通年教授の眞意義

以上、夜間、晝間、早朝の教授を爲すと共に一面共同實習、個人實習、家事の手傳等を専任教師が主となつてこれを指導するに於ては、事實上一ヶ年を通じて教育する理である。加之後に述ぶるが如く、通信教授、揭示教授、その他視察、見學等の方法に依つても、教授するが故に所謂季節制の觀念は、斯種教育の方法に於ては認め得ない處である。彼の普通の學校教育が年中教授するを以て之を通年制の教育と稱

するも實は一ヶ年の中に於て多數の休日があり、其の期間は殆ど教授訓練を施さず、又その教育が教場に於ける教授訓練であつて、其の家庭又は社會生活に於ける日常の教育は概ね閑却されて居るのに比して、青年教育に於ては學校、家庭及び社會生活を通じて常に教育を施すのである。上述の意味に於て季節制通年制の觀念は、單に青年を學校に集合せしめて教授する日數の多少に名付くる、便宜上の形式的な分類に過ぎないものであつて、本來青年教育は學校、家庭、社會を通じて年中間隙なき教育をなすべきなりと斷定するものである。

四、教授場所の選定

教授を行ふべき場所は學校に於ては普通には教室及び學校特設の實習地及び養蠶、養畜實習である。而して季節に依りては、部落公堂、寺院、神社等に於てするを却つて便利とするがこれ等を利用するは、比較的女子に多く男子に少い。その理由は女子は夜間學校に通學し難く、且つ家事との關係上晝間と雖も年中學校通學は困難にして、各部落別に教授して通學の時間を節約する必要があり而して、普通の裁縫、手藝等は特別な設備を要せず、ミシンその他の裁縫手藝と雖も村落公堂

にこれを設備すること、せば、何等支障を感じないからである。

以上は主として屋内に於ける教授であるが、更に全村を教場、教材とする臨地教授に依つて、露天學校の眞諦に達することが肝要である。その教授は個人及び共同實習地、老農の經營地、農事試驗場、農學校等に於ける實習及び見學を主要なるものとし、尙郷土の自然、並に郷土生活の全野に即して行ふべきである。尙女子に於ては特に家庭經營の内容、例へば豫算生活の實施、家庭教育の改善等主として女子の携はるべき事項に就き體驗せしむべく、各自の家庭を以つて教場となすの方針に出づべきである。

第三項 農村青年教授上の施設

一、學科目及び一ヶ年教授時數

男子の部

修身公民	學科日		高等科	專攻科
	前期	後期		
三〇	一ヶ年教授時數	一ヶ年教授時數	三〇	三〇
三〇	一ヶ年教授時數	一ヶ年教授時數	三〇	三〇

女子の部

合	専攻科	農	理	地	歴	體	數	國
計	目	業	科	理	史	練	學	語
三〇〇		五〇	一〇	一〇	一〇	四〇	七〇	八〇
三〇〇		五〇	一〇	一〇	一〇	四〇	七〇	八〇
三二〇		七〇	一五	一五	一五	一〇	三〇	三五
二〇〇		一〇				三〇		三五

學科	學日	一前ヶ年教授時期	一後ヶ年教授時期	一高ヶ年教授時期
修身公民	三〇	三〇	三〇	三〇
國語	五〇	五〇	五〇	五〇
數學	三〇	三〇	三〇	三〇
農事	三〇	三〇	三〇	三〇
家事裁縫	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

二、教授上の主眼點

教授は前に述べたる根本方針に基いて行ふのであるが、實際教授の場合に於て教師の特に留意すべき主眼點は次の如くである。

- イ、青年の體驗を重んじ實務に對する工夫獨創の念慮を養ふこと。
- ロ、常に郷土に立脚して教授し、而してこれを郷土に歸結し活用せしむること。
- ハ、教師は教材に對して深甚の研究調査を爲し、且つ標本圖表等は自らこれを蒐集製作して眞に精神の籠りたる教授をなすこと。
- ニ、各教科の聯絡統一を圖り、重複無駄を避けること。
- ホ、教授は常に青年の實際生活に即せしむること。

以上の要件を實際教授の上に表はさんには常に教師自身が、これに留意するのみならず、青年に對してもこれに應ずる自覺を促し、教師は寧ろ青年の自研、自學を輔導するの方針に出でなくてはならない。

音樂體操	合計
二〇	三〇〇
二〇	三〇〇
二〇	三〇〇

三、教材選擇の標準

上に述べたる教育方針を徹底せしめんには幾多留意すべき要件があるのであるが、特に地方的、郷土的の材料であつて青年をして農村生活に對する自覺と趣味を興へるに適應するものであり、全村教育の方針に合致すると共に國勢の推移、時代の進運に伴ふ現代味を有して青年の興味を惹き、而も青年心理に適合する材料を選択すべきである。

四、教授方法の類別

教授はこれを行ふ場所によつて二大別すれば、其の一を校内教授とし、其の二を校外教授とする。系統的に校地内に於て行ふものであつて既にこれに關して説明したのであるから、以下校外教授の方法に就きて要述せん。

1、出張教授——村落公堂、神社、寺院等に青年を出席せしめ、教師出張して教授するものであつて、これは既に述べた處である。

2、通信教授——豫め通信教授細目を編成してこれを印刷して青年に配布し各自をして家庭に於て覽讀せしめ、又時々出張教授等の時に於てこれを教科書とし

て教授することもある。通信教授の内容は、先冒頭に學校長又は教師の訓話を掲げて各家庭に散在せる青年をして、學校精神の中に浸らしめ、これを統一せんことを期すべきである。次に修身及び公民科に關する材料を掲げてこれを説述すべきであるが、特に青年の實生活と聯絡せしめ、又時事問題を捉へて説明し、青年の興味を惹くことに留意しなくてはならない。普通學科に於ては、比較的容易にして教師の特別なる指導を要せざる教材や、郷土生活に關係深き歴史、地理、理科に關する教材、又日々の生活の中に問題を求めたる數學、田園生活に關係深き讀方教材を、極めて平易懇切に説述し、更に青年の作りたる和歌、俳句、作文等を掲載し、其他各種の趣味的、娛樂的の繪畫、寫眞、文藝等を掲載する等青年の趣味に合致し、その愛讀を受くる内容を備へしめ、常に青年をしてこれを携帯せしめ、修養に資せしむる様編輯すべきである。尙これと關係深きものに郷土新報の發行がある。郷土新報は、小學校實業補習學校青年訓練所、青年團及び村役場の協同に係る郷土社會教育機關紙とも稱すべきものであつて、全村各戸に毎月一回無償を以つて配布するものである。其の記事の内容は、小學教育に關する事項及び兒童の作品、青年教育に關

する事項及び其の作品、農村自治の内容に関する事項、例へば納税、交通、衛生、各種組合團體等の自治事項を成るべく具體的に而も平易、簡潔に記述するのである。

著者の嘗て經驗せる處に依るも、これ等の通信教授及び新報の發行は青年の教育に顯著なる効果を擧げ得るのみならず、社會教育、兒童並に青年教育等に對する村民の自覺を促し、郷土の振興を圖る上に及ぼす處は實に偉大なるものがある。通信教授の印刷物は普通謄寫を以つてする。故に謄寫に巧なる教師ある事は頗る結構な事である。郷土新報は印刷するのが經費を節約し、文字を鮮明ならしめる。

3. 揭示教授——教師の膝下に於て教授する時數は普通に一ヶ年間に僅々二百五十時乃至三百時内外に過ぎないのである。随つて家庭及び社會生活に於ける教授訓練の爲めに前述通信教授の施設をなすも、其の回数たるや、多くも一ヶ月三回を出で難い。それ故教授上多くの間隙を生ずるのであるから、此の缺陷を補はんが爲めに揭示教授をなす。揭示教授は各部落に於て多くの人の通過する十字路頭に揭示板を設け(幅二尺五寸、長三尺位の質堅牢なる黒板に雨除けを取つけたるもの及びその柱に巾五寸、長さ一尺、深さ五寸の箱を附す)黒板には教授事項を記

述して青年の學習、修養に資せしむるのである。又其の箱には作物病虫害標本その他教育上参考となるべき實物を入れて、その説明はこれを板面に記述することとする。斯くの如くして通信教授の及ばざる處を補ひ、又生活改善、農事改善等の指針たらしむるものである。

4. 特別教授——農業教育、公民教育に関する事項に就いては單に學校教師又は青年指導者に依つて行ふの外、特に専門的知識技能を有するもの又は經驗に富み、廣き見聞を有する人を招きて講習會、傳習會、實習會等を開催し、青年をしてこれを受講せしむると共に、一般民衆の中より適宜受講せしむることは教育上、自治産業の振興上、極めて大切なことである。現に實業補習學校規定に於ては斯種施設をも一般教授と同様の教授と認められて居るのである。殊に海外移住者の多き地方に於て移植民に関する講話を聽講せしめ、又は新しき職業を興さんとする場合に於て先青年よりしてこれを傳習せしむるが如きその一例である。

5. 巡視指導——専任教員は校内教授の許す限りに於て毎日青年の家庭又は實習地を巡回して、懇切、丁寧に指導すると共に家庭と學校との連絡を圖り、又郷土農

業並に經濟生活の研究調査と其の促進を圖らなくてはならない。而して其の巡視に先んじ、前日に於て豫め巡視時刻及びその目的、巡視の場所を巡視簿又は學校日誌の巡視欄に記入し、學校長の檢閲を求め置くこととする。(小學校より青年教育へ兼務する者有る場合、専任教師が小學校に兼務せる者ある場合に於ては、小學校首席訓導の援助をも求めること)斯くなし置く時は、翌日たとへ早朝より部落に出張するとも宜く、學校長等にその理由と、場處とが明かとなり居るが故に何等學校に支障を及ぼさず、小學校と青年教育との聯絡は極めて緊密になることを得るのである。尙個人及び共同實習地の經營に關する此の巡視指導の範圍であるが、これに就いては既に職業教育の實習化に述べたのであるから重複を避くるの意に於て此處にそれを省略する。

6. 移動教授——郷土の中に於ける、地理的、歴史的、産業的その他各方面の教材並に縣内外に於けるこれ等の事項を移動的に見學せしめ、その都度適切なる教授をなし、又は指導を受け以つて見聞を廣め、知能を磨き、且つ奮發勉勵の動機を興ふる方法である。

以上の如く、校外教授は數種類に亘るべきであるが、これ等は決して個々に分離すべきでなく、全體としてよく統一せられ、重複をさけ、無駄を省きて、平易簡明に、而も實際的に行はれなくてはならないのである。これ等の十分なる徹底を期するに於ては郷土の全野を教場、教材となす、眞に生きたる教授を爲すことを得るのである。

第四項 農村青年訓育上の施設

一、青年團の綱領

青年の訓練を實際化せしめんには、先づ村民性の長短を明にし、次いでその村の青年の特質及び個性とその環境を調査し、これに基きて訓練の綱領を制定し、其の綱領に立脚して實際的施設を爲さなくてはならない。

その綱領は劃一的のものでなく、夫れ／＼に獨自的のものでなくてはならないことは既に公民教育の實際化の項に於て述べた處である。尙青年は實業補習學校と青年訓練所に在籍する者は同時にまた青年團に席を置くを普通とする。故に實際生活に即せる訓練は、主として青年團をして實施せしむることとし、従つて

訓練の綱領は青年團綱領として制定すべきである。今その綱領の實例を左に示さん。

青年團綱領

- 第一 國體の尊嚴を自覺し、忠孝の大義を辨へ、聖旨を奉戴して國民の本分を全ふすることに力む。
 - 第二 神を敬ひ、祖先を尊び、一家の和合を圖り、身を立て家を興すことに力む。
 - 第三 品性の向上を圖り、質實剛健の氣風を作興し、身心の鍛錬に力む。
 - 第四 協同自治の思想を涵養し、公德を守り、善良なる公民としての日新の修養に力む。
 - 第五 確固たる職業觀念を持ち、職業に必要な知識技能を修得し、實業の改善を圖らんことを期す。
 - 第六 常に地方風紀振肅の維持者たるを自認し、醇厚なる村風を作興せんことを期す。
- 以上の如き方針の下に、實施せられたる訓練施設は次の如きものである。

二、徳性涵養施設

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 神饌田奉仕 | 學校及び村に於ける神饌田に奉仕 |
| 儀式の參列 | 四大節、國家祝祭日、其他 |
| 國旗掲揚 | 祝祭日掲揚及び國旗掲揚式 |
| 敬神 | 神社參拜、神社への奉仕 |
| 修養會 | 毎月各分團一回(講話、演武、速算會、娛樂、體驗發表) |
| 義士會 | 浪華節招聘講話、試膽會 |
| 早起會 | 早朝起床、神社掃除又は作業訓示 |
| 部落會 | 毎月各分團一回講話、意見發表、除興 |
| 身體検査 | 修養部員のみ |
| 臺所其他家庭改善 | 率先窮行 |
| 道路改善 | 新實施二線、豫定二線、一般的には春秋二回の外臨時に行ふ |
| 街燈設備 | 現在五十四燈 |
| 道標設立 | 現在十七標 |

村内案内圖 現在二ヶ所
 公德箱設備 現在十三
 記念樹植林 皇太子殿下御渡歐記念其の他
 部落公堂村公堂 諸種の會合、託兒所、修養會、歡送迎會、冠婚祭禮其の他消費節
 約的宴席利用

貯金獎勵 毎月貯金會を開く
 家庭改善 改善品評會開催
 時間尊重 時間勵行時の宣傳
 公休日設定 二十二日を制定
 娛樂改善 乘馬會、詩吟、劍舞の獎勵
 警察の民衆化 青年團の決議

以上の訓練施設はよく青年の心理に立脚し、教師は生徒と一體となり、飽くまで
 實踐躬行の態度と、青年に對する熱愛とを以つて當らなくてはならない。又その
 施設は直接村民生活に觸れるものであるから、村を愛するの至念より進み出づる

教化的活動でなくてはならない。

男子青年訓育實施計畫

(健軍青年團の一例)

月日	本團行事	第一分團	第二分團	第三分團	第四分團	第五分團	第六分團
四	役員選舉道路修理駐在教員 役員會年度計劃確立 就學出席督勵委員會 徵兵檢査出席 春季總集會 天長節參列通知(公休日) 大豆植植(公休日) 「健軍」發行	役員選舉道路修理駐在教員 一支部朝起會 三郎滿月會 壯丁教育 苗代共同播種 駐在教員歡迎會 式參列、國旗揚揚督勵 年度計劃確立	同 月夜會 同 同 同 同 同	同 十日會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同
五	麥立毛審査 節句(公休日) 春季實習地審査 海軍記念日講話 招魂祭(公休日) 在營兵慰問狀發送	朝起會 滿月會 國旗揚揚督勵、演武會	同 月夜會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同	同 部落會 同 同 同 同 同

	月二十	月一十	月十	月
四方拜賀式(公休日)	駐在教員相互視察 義士會	神嘗祭(公休日) 敬老會	神嘗祭(公休日) 體育會 乘馬會 神饌田拔穗式 實習地審査	阿蘇神社團體登山參拜
例	視察準備會	託兒會 敬老會 列	例會 國旗揚揚督勵會 體育練習會 三郎天神祭 道路修理	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上
例	例會 祭土原稻荷	例會 託兒會 列	例會 同上會 同上會	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上
例	同上會	同上會	同上會	同上

九	月八	月七	月六
住宅地整理改善品評會 秋季皇靈祭(公休日) 健軍神社角力奉仕(公休日)	夏越村祭奉仕(公休日) 風祭(公休日) 西瓜品評會 夏作家庭實習地審査	青年訓練開所記念日 新饌田植付 駐在教員相互視察 種子共同購入 孟蘭盆(公休日)	時ノ記念日行事 部落球算會 社會事業報告
住宅地品評會 國旗揚揚督勵會	例會 夏越村祭奉仕會 西瓜品評會出品 託兒會	例會 新饌田出席會 視察準備會 託兒會	例會 時ノ記念日行事 珠算會 託兒所開始
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會
同上會	同上會	同上會	同上會

月	三	二	一
節句(公休日) 陸軍記念日 大演習見學參加 春季皇靈祭(公休日) 部落相互大視察會 駐在教員送別會	國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會 國旗督勵會	紀元節(公休日) 建國祭 竹村利用講習會 湖業品々評會 視察旅行 無緣亡者追悼會(公休日)	元始祭(公休日) 入退營兵歡迎會 健軍神社初祭奉仕(公休日) 總集會
例	例	例	式參列、國旗揚揚督
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上

三、女子青年訓練

女子の訓練も前述男子青年の訓練と一致する點も多いのであるが、既にその心身の發達狀況が、男子と大に趣を異にして居るのであるから、これに伴ふ適切なる訓練施設を考察すべきである。而して女子に於ても男子と同様にその村の女子青年の特質を調査研究し、これに基いて指導の實際方案を樹立しなくてはならない。女子の訓練に就いては男子と同様に優良なる指導者としての女子専任教員を得なくてはならない。而して教師は衷心よりの愛とその人格とを以つて感化し指導する處がなくてはならない。斯くて教師と女子青年とは眞に親しき間柄となり、何事も打明けて其の指導誘掖を受くるに至らなくてはならない。かくの如き師弟關係が成立する時に於て、以下掲ぐるが如き訓練は、容易にことを爲し遂げ得るのである。而して女子青年が結婚する場合に於ては女子青年團はこれに鏡を鑒し其の裏面には左記の如き教訓を録して、永久に座右の銘として朝夕これに親しましむるが如きは最も有效なる訓育である。

知的教養

- 1. 普通授業 公民學校出席
- 2. 出張指導 各支部毎に毎月一回以上行ふ。教授事項は裁縫、家事、作法等とす。午前八時より午後五時迄とす。
- 3. 個別指導
- 4. 講習會、講演會

一、鏡ハ形ヲ寫シ、形ハ心ヲ現ス、
 一、貞操ハ女ノ生命、同情ハ女ノ美德、
 一、禮儀ハ人ノ道、修養ハ身ノ寶、
 一、清潔整頓ハ女ノ務、健康ハ一生ノ徳、
 一、勤務ハ人ノ誇、虚榮ハ身ヲ亡ス、

昭和 年 月 日

健軍村處女會

- 5. 修養會 修養を目的とするもので毎月一回以上各支部毎に行ふ。行事の主なるもの遙拜、讀書、唱歌、發表など。

6. 讀書指導

巡回文庫、雜誌回覽、各支部に雜誌の回覽をなす、回覽表貼付。讀書會、各支部に行ひ讀書指導をなし、その趣味を養ふ。

發表會

- 7. 揭示教育 各支部毎に數ヶ所に揭示板を設け週二回書きかへること。揭示事項、修養方面、職業方面、趣味方面、時事問題等。

8. 通信教授

- 9. 見學旅行 本會として企てる外各支部に於ても基本金より旅費に充て、催すことになつてゐる。

徳性涵養

1. 宗教心の養成

神社掃除、神社參拜、毎月一日、十五日、墓地掃除、寺院の掃除手入、村主催無縁追悼

會參拜、命日供養、祖先の命日を各家庭に掲げて置く。

2、社會奉仕 公共物愛護、道路掃除、公德箱及危險物入設置、共同作業、裁縫品、手藝品の製作、炊事請合、俱樂部の掃除、手入。

3、徳性涵養

イ、國體觀念を明らかにし堅實なる精神を養ふこと、式日參列、祭日參拜、神社掃除、國旗掲揚、神饌田栽培。

ロ、婦徳の涵養につとめ風紀の改善をはかること、講演會出席、申合せ事項實行。
ハ、高尚なる趣味の養成につとめること。

職業指導

1、講習會の開催 家事裁縫講習會、ミシン使用法、染色、料理等、農産製造講習會、漬物、味噌、醬油製法等。

2、共同實習地の經營 各支部に經營、その主體は會員にして養成大字擔任主としてその指導にあたり職業的指導をなすと共に共同精神の培養につとめ會員相互の融和をはかる事を目的とす。共同實習地による収益は全部これを

各支部の共同貯金となし支部の經費及び積立金としてゐる。

3、品評會 展覽會 品評會の如き催しは、單に獎勵上優秀を争ひ採長補短に資するのみでなく、學校では更に教育的に計畫を立て此の機會を逸せず平素の實習の結末をつけ、觀察、批判、反省をなし更に經濟的の關係をも研究して、公民的訓練を施すの機會となす。實習地品評會、手藝品々評會。

4、共同作業による収入によりて職業科指導上必要なる設備をなす。ミシン其他裁縫家事用具の購入、無料にて貸與してその使用を獎勵する。

生活改善

1、家庭改善、家庭の整理改善は生活改善の第一歩である、臺所の改善、住宅農舎の整理、宅地の利用を獎勵するために家庭改善品評會を開催す(男女青年團聯合)
2、消費節約 婚禮用髪道具の購入、共同使用、廢物利用、染色講習會其他家計簿及び出納日誌記入の獎勵。

3、勤儉貯蓄の獎勵

イ、個人貯金

個人貯金は規約貯金とし各支部毎に月毎貯金日を一定し幹部に於いて其の世話をなし村産業組合に預金する事としてゐる。

ロ、共同貯金

本會員の共同作業による収入は之を共同貯金となす、又各支部に於ても共同實習地の収益及び共同作業による収入は全部これを共同貯金となし會のために利用する。

4. 定時勵行

女子青年訓練實施計畫

四月	
<p>總集會 1、處女會の趣旨 2、會則の徹底 3、會務報告 4、講演會</p>	出張指導(毎月)
講演會	召集教授(公民學校)
神社掃除	道路手入(毎月一日同十五日)
天長節(拜賀式舉行)	雜誌回覽(毎月)
日誌及出納簿記入(毎月)	修養會出席(毎月)

五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
召集教授 洗濯講習會	時の記念日講話	墓地掃除 通信教授	通信教授	召集教授	講習會(染色) 運動會(中旬)	明治節(拜賀式舉行)	召集教授 義士會
奉仕箱危険箱修理 父兄母姉會	通信教授(家裁)	墓參		家庭改善品評會(下旬)	召集教授	通信教授(家裁)	墓地掃除

「健軍」原稿ノ切(毎月廿日)

一月	二月	三月
四方 發表會	召集教授 見學旅行	召集教授 手藝品々評會、展覽會(三日) 總會集 1、講演會 3、會員談話
召集教授	無緣追悼會參拜 紀元節(拜賀式舉行)	地久節講話 村落相互視察研究會 2、會員表彰 4、娛樂發表

女子青年訓練施設
イ 公共的方面

事業	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	回数
手藝品展覽會	○	○	○	○	三
奉仕箱設置	○	○	○	○	一
時宜傳	○	○	○	○	四

事業	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	回数
道路危險物除去	○	○	○	○	三
神社境內掃除	○	○	○	○	一
道路修繕手入	○	○	○	○	四
揭示板設置	○	○	○	○	四
台所改善視察會	○	○	○	○	三

ロ 會員修養に關する方面
團體的修養

事業	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	回数
講演會	○	○	○	○	四
講習會	○	○	○	○	三
一、生花講習會	○	○	○	○	二
二、洗濯講習會	○	○	○	○	一
三、編物講習會	○	○	○	○	一
四、農産製造講習會	○	○	○	○	二
五、ミシン講習會	○	○	○	○	一

るにその成績を真に見るべきものがあつた。今その組織方法の概要を述べんに、村内に於ける産業、經濟、教化關係の各種組合團體の幹部及び有志を委員に囑託し、又各種組合團體相互の間に緊密なる聯絡を保たしめ協同一致して教育、産業、自治の向上發展に向つて秩序あり、統制ある行動をとらしめ男女青年の自覺に基く實行運動を援助せしめたのである。

然るに文部省は全國に向つて教化網の布設を獎勵し、財団法人中央教化團體聯合會もその直接の指導獎勵運動に當つて居る。抑々教化網とは前述教育網とその性質相似たものであるが、前者は農村に於ける社會教育及び青年教育の促進を主たる對象とするものであるが、後者は一般社會改善を主たる對象とするものである。この教化網なるものは單に市、町、村に於て組織せられるのみならず、道府、縣に於ては更に大なる聯合機關を組織し、地方の狀況により、その下に郡聯合機關を設置することも亦必要な場合がある。左に參考の爲め、中央教化團體聯合會に於て研究發表されたる道府縣聯合機關の組織單位を記せん。

1. 管内に事務所を置き、その活動範圍沿く管内に及べる各種教化團體

2. 當該管内一圓又は一市一郡を活動の範圍とせる各種教化團體

3. 市、町、村を活動の範圍とせる各種教化團體及び個人を糾合したる市、町、村を單位とせる團體又は聯合會

4. 以上三つの聯合會を設立せずして、個人を中心とする場合にありては、凡そ左記の如き人々につき教化委員會を組織するのである。

イ、縣市町村會議員その他に就き教化に熱心なる人々

ロ、市、町、村長その他有力者

ハ、學校職員及び男女青年團關係者中の有力者

ニ、神職、神道教師、僧侶、牧師等

ホ、軍人、在郷軍人、警察官等の有力者

ヘ、社會事業従事者その他教化に關係ある人々

5. その他有力なる人々

以上の教化網が布設せられその教化網が前述農村教育網の職能をも併せ行ふことを得る場合に於ては便宜その局に當らしむるも宜しい。

農村社會教育網の一例

上述農村社會教育網を中樞とし、青年を活動の中心に立たしめて實行せし事項を表示すれば次の如くである。

尙本表は同時に村教育の系統をも併せて示したものである。

(熊本市外健軍村社會教育網)

支第四部	支第三部	支第二部	支第一部	支部	中央
一名	一名	一名	一名	擔任教員	村公民學校校長 公民學校校長 小學校校長 青年團長
八名	十三名 (佐土原)	九名	十一名 (三郎)	養成所駐在教員	公民學校職員 小學校職員 職員養成所職員
二名	四名	二名	三名	青年團正副支部長	青年團長 同副團長 助役 青年團理事
二名	三名	二名	三名	女子青年團評議員	女子青年團副團長 同副團長 女子專任教員 女子青年團理事
四名	六名	四名	三名	母の會幹部	母の會長
二名	五名	三名	四名	村教育會獎學會組役員	獎學會長 學務委員
二名	二名	二名	四名	農會小組會長	村農會長
一名	一名	一名	一名	區長	神職 僧侶
三名	一名	二名	三名	村會議員	在郷軍人會 校醫 巡查

支第五部	支第六部
一名	一名
八名	七名
二名	三名
二名	二名
六名	九名
二名	二名
一名	一名
一名	一名
一名	二名

備考

養成所駐在教員とは農業補習學校教員養成所生徒にして、各大字に駐在し社會教育、産業開發、生活改善、青年教育等に從事し、農村教育者としての修養を爲しつゝあるものであつて、恰も師範學校に於て生徒が教生として附屬小學校に實地練習を爲すが如きものである。
佐土原、三郎とあるは區の中に於ける小字であつて、二十戸内外の戸數を有する小村落である。

此の社會教育網を中樞とし、青年を活動の中心に立たしめて實行せし事項を表示すれば次の如くである。尙本表は同時に村教育の系統をも併せて示したものである。

教育系統	機關	主能者	綱目	實施事項
		學校職員		一、小學教育の徹底 二、補習教育の充實 三、講話講習

前に述べたる教育網に於て計畫されたる社會教育方案を村教育の上に實施するには、講話、懇談等言説を以つてし、又は村報、揭示その他印刷物による宣傳等文章を以つてする如き主として言論によつて民衆の自覺に訴ふる場合と、青年又は有志、先覺の士が先驅となつてこれを實行し、而してこれを郷土全般に及ぼさしむる場合とがある。

前者は従來一般に行はれた方法であつて社會教育と言へば、直ちに言論による宣傳を豫想するのが普通であつた。

然るに社會教育の本來目的よりすれば、一般民衆の實際生活上に其の教育の効果が具體的に表現されなければならぬのであるから、言論の教化運動を爲すと同時に實行的教育運動に重きを置かねばならない。この意味に於て進取向上の熱意と創造建設を好むの心情とに富める青年をば社會教育運動の中心たり先驅者たらしめて、その産業上經濟上思想上及びその他各方面の改善と創造建設に當らしめ、一般民衆をしてこれに同化せしむることとする。

而して實業補習學校長は、男女青年團、青年訓練所、實業補習學校の密接なる聯絡

を保ち、男女専任教師はこれを助け、且つ青年を指導して、この教化運動の目的を全くせんことに力むべきである。

尙社會教育は大字を單位とし、各大字に擔當教師を置いて青年及び村民の教化指導に當らしめなければならぬ。この大字擔任教師はよく青年及び村民の心理を了解し、その生活の真相を理解し、青年及び村民の境遇に立脚し事を共にするの態度を以つて指導しなければならぬ。この態度を採らしめんが爲めには、教師をしてその擔當大字に駐在せしめ、朝夕村民と相伍し村民の喜愛を自己の喜愛とし、全く村民と一體となつて郷土の生活を體驗しつゝ、村社會教育方案の徹底に努力せしめなくてはならない。

かくの如く農村社會教育の大方針は各大字を單位とし、その實態に即して實施せられ、更に大字落の教化方案は各家庭に移し、その生活に即して實行せらるること恰も身體に於ける神経系統の如き觀を呈し即ちその主腦部より出づる指導精神は神経系統を傳はつて漸次末梢の部分に達し日常實際生活の上に表現せらるゝが如きである。

かくて青年教育機関は農村社會教育の中樞となり、その理想及び實際方案を策定し男女青年はこれを實際生活の上に表現して村民をしてこれに共鳴せしめ、且つ傲はしめ以つて教育方案の徹底を期せなくてはならない。而して青年の指導は教師が高所より號令するが如き方針に出づることなく、前に述べたるが如く、教師が青年の生活の中にあつて一人一人に呼び掛け、呼びさまし、以つて根底より全村民を動さなければならぬ。

青年團員の年齢は地方により區々であつて一律でない。著者が嘗て團長たりし男子青年團は十四歳より二十歳までを修養部とし、二十歳より二十五歳までを青年部とし、二十六歳より四十歳までを壯年部となし、即ち高等小學校卒業後四十歳までの者を以て組織されて居たので、村内に於ける活動力を有する中心勢力を網羅して居た。故に殆ど村内の事業は青年團に交渉なくして實行し得るものはなかつた。即ち協同實習地の經營、各種修養會、夜警消防、その他産業組合振興運動、交通衛生、各種奉仕事業等一つとして青年團を中心とせざるはない状態であつた。又父兄會、戸主會、家庭改善に關する諸會合等に於ても青年幹部の應援、斡旋によ

つて、始めてその目的を達成せらるゝの状態であつた。かくの如くにして男女青年團を指導しこれを活動せしむることは、直接、間接に農村社會教育に寄與する所である。

以上述ぶることによつて明かなる如く、青年指導者及び青年は農村社會教育上極めて重要な地位にあるのである。

青年團が實行したる修養施設及びその事項の一例を左に表記して参考に供することとする。

事業の概要

い、公共的方面

(熊本市外健軍村青年團)

事業	年度
街燈の設置	大正十五年
奉仕箱設置	昭和二年
揭示板設置	昭和三年
臺所改善視察會	昭和四年

生産品評會	事項年度	は、産業に関するもの											
		阿蘇	義士	朝起	部落	總集	乘馬	修養	演武	共同貯金	總發售	發售	視察旅行
一回	大正十五年度	實施	實施	毎月實施	毎月實施	年二回	毎月一回	年一回	毎月一回	一ヶ分團實施	各支部月一回	年一回	年一回
一回	昭和二年度	實施	實施	同上	同上	年二回	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一回	昭和三年度	實施	實施	同上	同上	年二回	同上	同上	同上	三ヶ分團	同上	同上	同上
一回	昭和四年度	豫定	豫定	同上	同上	年二回(豫定)	一回(豫定)	同上	同上	全部への豫定	同上	同上(豫定)	同上(豫定)

講習會	事項年度	ろ、圖禮的修養											
		夜消警	大字案内	道標建設	時の宣傳	托兒所	公道堂建設	道路改良	神社の美化	相互視察會	相五視察會	相五視察會	
一回	大正十五年度	實施	二	二	四	打鐘、印刷物配布、						實施	實施
一回	昭和二年度	實施	一	二	五	打鐘、印刷物配布、				實二ヶ所	實二ヶ所	實一ヶ所	實一回
一回	昭和三年度	實施	一	二	八	懸賞標語ポスター募集、式、打鐘、				實二ヶ所	實三ヶ所	實一ヶ所	實一回
一回	昭和四年度	實施		二	四	時計豫想懸賞標語ポスター募集、打鐘、				實二ヶ所	實二ヶ所	實一ヶ所	實一回(豫定)

第四分團	第三分團	第二分團
六二	八三	五五
阿蘇登山參拜 消防夜警 道路修理 實習經營(田畑)	珠算習字會 受負田植 託兒所經營 阿蘇登山參拜 消防夜警	實習地經營 道路修理 消防夜警 阿蘇登山參拜 珠算習字會
一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、道標 六、消防機 七、オルガン託兒所用	一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、道標 六、村內案内圖 七、消防機 八、茶器	二、街燈 三、公德箱 四、道標 五、消防機
一、村の中央、縣道の兩側に在り戸數多けれ共職業多種多様なり	一、純農村にして最も純朴なり 二、學校關係等の理解あり進歩的の風見ゆ 三、共同心強し	一、人情質朴である 二、二ヶ所に區分されて居るので其の共同事業に考慮を要す

男子青年團各支部活動狀況

分團名	團員數	事業の概要	社會教育的設備	特色
第一分團	六二	練兵場刈草受負 朝起會、滿月會 實習地經營 道路修理 消防夜警 演武會、託兒所等	一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、道標 六、消防機	一、純農村であるが學校よりの距離遠く廣漠たる託摩原の中央に在り耕作反別多き爲總てに疎放である 一、純農村で學校に近く健軍神社の所在地にし
第二分團	五五	部落會、十日會 細綿會 實習地經營 道路修理 消防夜警 阿蘇登山參拜 珠算習字會	一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、道標 六、村內案内圖 七、消防機 八、茶器	一、純農村にして最も純朴なり 二、學校關係等の理解あり進歩的の風見ゆ 三、共同心強し
第三分團	六二	乘馬會 月夜會	一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、道標 六、消防機	一、純農村であるが學校よりの距離遠く廣漠たる託摩原の中央に在り耕作反別多き爲總てに疎放である 一、純農村で學校に近く健軍神社の所在地にし

第六分團	第四三	部落會、修養會 實習地經營 縣道下水修理 舟場手入れ 消防夜警 阿蘇登山參拜 演武會 珠算會	一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、消防標 六、消防機 七、圖書 八、茶器	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式	一、熊本市に接續せる部分にして寄留者多し 二、戸數最も多けれ共其の職業は多種多様なり 三、土着の者少きに依り風紀に留意すべし
第五分團	三六	部 落 會 相互會(相互理髮) 朝 起 會 實習地、桑園 競 犁 會 道 路 修 理 消 防 夜 警 阿蘇登山參拜 演 武 會 珠 算 會	一、公堂 二、揭示板 三、街燈 四、公德箱 五、道標 六、消防機 七、圖書 八、茶器	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式	一、貧富の差甚だしからず純農村にして割合に富む 二、從つて議論多く歩調を一にする事に勞す 三、遊覽地たる畫津湖を控ゆる故か幾分打算的傾向なしとせず

女子青年の村内各支部活動狀況は次の如くである
女子青年團各支部狀況

第三支部	二六	一、基本金 四七、七五圓 二、個人貯金高 一、二六、五八圓	一、基本金造成 干草請負、實習地収益 二、事業の概要 講演會、修養會 吉弔慰問、家庭改善 規約貯金、共同實習地	一、純農村である 二、學校より距離遠し
第二支部	三三	一、基本金 五六〇、〇〇圓 二、個人貯金高 四八八、五〇圓	一、共同田植、共同實習地収益 二、神社道路掃除、修養會、規約貯金、共同實習地共同販賣、吉弔慰問、家庭改善、見學旅行	一、純農村にして質朴である 二、野菜販賣多し 三、勤勞尊重の念強し 四、全支部二つに分れて集會に不便である 五、共同心強し
第一支部	三〇	一、一〇八、七五圓	一、共同實習地収益 積立金(月五錢)共同田植 二、神社掃除、道路手入	一、右同 二、青年團との關係殊に密接である

第六支部	第五支部	第四支部	
一三	一一	二五	
一、 二八、六九圓 二、 八二、六九圓	一、 一〇、七四圓 二、 九〇、八七圓	一、 五〇、三一圓 二、 一五三、九一圓	二、 三二七、六四圓
一、實習地収益、若宮神社掃除 二、共同實習地、修養會規約貯金	一、實習地収益 二、神社掃除、修養會、實習地經營、規約貯金	一、實習地の収益 二、神社道路掃除、讀書修養會、託兒所、規約貯金、實習地經營、見學旅行	讀書會、實習作業販賣、講習會、ミシン購入共同使用、託兒所、規約貯金實行
一、市隣接の村落にして寄留者多し 二、職業別多種にして農家少なし 三、給料生活者多し 四、傳統的に階級の差甚だし	一、遊覽地たる書津湖に面した一村落である 二、一般に清潔に留意する美風あり	一、職業別多種にして農家割合に少し	三、周囲の理解あり父兄總代理の設けあり 四、共同心強し

第三節 農村の社會教育公堂

社會教育が民衆を對衆とする以上は時々これを一堂に會して教育する必要がある。随つて社會教育の道場たる公堂を備へなくてはならない。公堂は村民を收容する村公堂と各大字別に民衆を收容する村落公堂とを必要とする。

村公堂の位置はなるべく村の中央に建設することとし、經費その他の關係上、小學校、實業補習學校の講堂を兼用し、村落公堂は各大字に於て四圍の眺望宜しく衛生上、集會上極めて適切なる場所にこれを設け、而して其等設備に於ても單に集會に必要なものに止らず、或は相當面積の空地を設けて託兒所を經營するの設備をなし、或は單に一般講習講演會場たらしむるのみならず、青年團員の社交場としての設備又は修養の道場たると共に慰安休息の樂園としての設備を施し、村民は祝祭日、郷土紀念日、其の他節季に此處に集ひ和樂の交歡を爲し親睦を厚くし、此處を中心として個々人をして社會的訓練を受けしめ社交性を圓熟し、農繁期に於ては托兒事業を經營して農家の勞働能率を向上せしめ、以て村民の精神的並に産

業的連繫を策するが如き施設をなさなくてはならない。

又その一部図書館、郷土館等を設け、図書館には村民の知能を啓發し、人格を修養するに有効適切なる内外多數の圖書を藏し、最も自由便宜なる方法によつて村民にこれを閲覽せしめ、郷土館には郷土を主として、其他一般の自治的、經濟的、敎化的資料を蒐集陳列し、郷土實狀を靜的動的に一目瞭然たらしめる如くしなくてはならない。

更に村民の生活改善の方針に立脚して行はるべき冠婚葬祭の如きも、かゝる公堂を利用せしむべく施設しなくてはならない。

青年はこれ等公堂の内容充實に向つて各大字の實狀に立脚して獨創的に實現を期し、此處を以て各大字の民衆敎育の道場たるの眞面目を遺憾なく發揮せしむべきである。

公堂建設並に充實に就きては、相當經費を要すべきであるから、これが完成は早急を避け、當初は寺院社殿等を以てこれに當て、其の實績を擧げることによつて村民をして其の價値を認めしめ、漸を追ふて建築を完全にし、内容を充實せしめなく

てはならない。著者は嘗て全村八大字に青年團支部積立金及び寄附金を取つてこれを建築せしめることを得たのであるが、その建築に要したる經費は次の如くであつた。

第一分團	八五〇圓
第一分團の二	七一〇圓
第二分團	七〇〇圓
第三分團	九〇四圓
第三分團の二	九〇〇圓
第四分團	一七〇〇圓
第五分團	三二〇圓
第六分團	一三七〇圓

備考團員の奉仕による勞役は一切これを計算せず。

建築材料は其の一部を舊小學校舎を分割してこれに充てたのである。

第四節 農村青年と各種團體

農村教育網の組織成るや、更に青年團と各種團體とは密接なる連絡を保ち、有機的組織の下に村社會教育運動に當るべきであるが、さてこれが實際に就ては、如何にして青年團と各種團體との密接なる關係を保たしむるやの方針を確立しなければならぬ。左に主要なる組合團體との關係に就いて要述することとする。

一、村農會及び農事小組合との聯絡

前に述べたる如く四十歳までを青年團員となすべき場合に於ては、團員中農會、農事小組合の役合たるものが少くないので容易に聯絡をとり得るのみならず、専任教師は常に農會及び農事小組合と聯絡を密にし、これ等が講習講演會を開催するが如き場合、共同販賣、共同購入を爲す如き場合には青年は進んでこれを援助し、又農會等に於て獎勵せんとする事業には青年をして積極的に援助實行せしめなくてはならない。

二、村當局との聯絡

村長は社會教育の筆頭顧問の如き立場に在り、又助役、村會議員等も勿論教育網の組織に加わるるのであるが、これ等の人々は直接その衝に當らざるが故に往々に

して青年との關係は形式に止まり名實相伴はざる場合が尠くないのであるから、この關係を密接に保つ上には村當局、青年團双方の注意努力を要する。

三、産業組合との聯絡

各支部の男女青年は貯金組合を組織し毎月各自の貯蓄を集め信用組合の預金となすのみならず一般村民の間に斡旋して信用組合を援助し、その他の販賣、購買、利用組合を後援し、其の堅實なる發展に貢献せしむるが如く青年をして産業組合運動の尖端に立たしめなくてはならない。

四、宗教團體との聯絡

村内に在る寺院、教會等に於て青年幹部講習會、講話會等を開き住職、牧師等の講演を聴かしめ、又男女青年をしてこれ等の境内美化作業をなさしむるが如きは自然に宗教團體との聯絡を密接ならしむるが如きは、自然、宗教團體との聯絡を密接ならしめ、併せて青年の宗教的精神陶冶に資する處が大である。

五、母の會との聯絡

母の會は女子青年團の活動を援助し、又補習教育の就學、出席を獎勵する等、青年

修養の上に大なる役目をなす。又各種の罹災者に對する慰問、入營軍人に對する慰問品の斡旋、各種慈善事業の實施、女子成人教育と自然に深き關係を保たしむるのである。

六、父兄會、戸主會其の他の聯絡

斯かる諸會合が父兄側或は學校側より開催せらるゝ場合は、豫め、公堂を清掃し準備を整へ相提携し接待は勿論會合の斡旋決議事項の達成に努力し、又父兄、戸主側としても男女青年團員に愛を以つて臨み、常にこれに對して後援指導を與へるのである。

七、駐在警察官との聯絡

青年をして警察をよく理解せしめ、駐在警察官との關係を親密ならしめ、青年をしてこれに師事せしめ時々講和をも請ふが如き、又青年の指導に關しては教師の相談相手として援助を請ひ警察官の教育的活動をも實現せしめることに努力する如くする。時に於ては、男女青年との聯絡に基いて、民風作興、生活改善等に貢獻する處が偉大である。

八、獎學組合との聯絡

獎學組合は各區より選出されたる委員により組織せられ、青年教育、小學教育、社會教育の問題に直接參與して、其の進展を圖るものであるが、委員中には青年團の幹部も加はり居りて相互に誘掖援助に力め以つて社會教育の上に貢獻せしむるのである。尙獎學會の他に村教育會ある場合に於ても亦同様である。

九、地主及び小作人會との聯絡

近年全國各地に亘つて頓に増加せる地主、小作人間の紛争は漸次深化せんとするの傾向がある。而してこの紛争は延いて農村の平和を亂し、自治を紊亂せしむる等、其の弊害實に容易ならざるものがある。然るに此の紛争は主として地主、小作人間の感情の衝突に基くものであるから、青年にして其純情を發揮し、理知に基きて兩者の間に斡旋誘掖に力めんか共存共榮を實現して彼のいまわしき争議を起さざらしめるのみならず更に進んで兩者相提携して郷土の開發に貢獻せしむるに至るであらう。

尙以上の外種々の組合團體との聯絡に力むべきであるが、そは讀者の類推を乞

ふこととする。

第二章 農村家庭教育

第一節 農村家庭教育の振興

家庭は兒童が始めて社會生活を営む場所であり、又始めて參加する作業團體である。兒童がこの作業團體の中に於てこれを手傳ふ事は社會的訓練の第一歩であり又青年がその中堅となつて働く事は實に體驗に基く尊き公民教育である。然るにこの家庭が善美なる家風を有し堅固なる道德心と愛情とに満ちて、一家團欒の下に作業團體として著しく家庭の興隆を示しつゝある家庭に於て、生活に依る教育を施す時は、その公民教育、道德教育の第一歩は既に全きものであつて、この教育的効果は人の一生涯を通じて力強く且つ幸福に働きかけるものであらう。

而してこの家庭教育の中心たるべきものは両親であるべきであるが特に母は其の重要な任務を果たすものであり其の教育の如何は直ちに家風を左右し従

つて家庭の教育力に影響するものである。

文部省はこの重大な意味を有する家庭教育を振興せんが爲め、家庭教育講習會を各地に開催し、又昭和五年十一月家庭教育展覧會を東京市に開催し、漸次地方に及ぼし各種教化團體の活動により家庭教育の進展を圖りつゝある。

家庭教育の振興には前に述べたる如く先づ両親の教育を必要としこれに依つて現在の家庭に於ける教育力を向上し更に子女には家庭的教養を高め次代の主婦として、家庭教育の中樞たるに適する資質能力を與へなければならぬ。

而してこれが爲めには幾多爲すべき方法があるのであるが其の根本問題を討究する時に於て家庭生活の向上に向つて家族をして協同一致してこれに努力せしめ、その間に於て両親の教育も子女の教育もその他家族全部の教育をも遂げしむるの方法が最も實際的にして又最も斯教育の眞諦に達せるものと信ずる。

この家庭を主宰し自ら子女の儀表となるべき両親、就中母性の教養をすすめ、其の任に適せしむることは家庭教育振興上の根本問題である。左に今後の母性の修養上考慮すべき要點を擧ぐれば次の如きである。

1. 國家社會に於ける婦人の地位を自覺し、且つ日本婦人としての特質と豊かな母性愛を有すること。

例へば婦人の地位を自覺し、且つ立憲自治の眞諦を會得し、世界に於ける我が國の地位を自覺すると共に國民たるの權利義務を全ふし、敬神崇祖の念に燃ゆる性情と貞淑柔和にして社交性に富み容姿清楚にして親切よく家族と慈み家を濟へ家庭に於ける少年子女の學習氣分を作興し、その教養を高むる如き婦人である。

2. 職業を理解しこれを尊重する態度に出づること。

母性は一家經營の主腦であり、又子女の儀表たるの意味に於てよく天分に徹したる職業例へば家事、裁縫、手藝等に關する知識技能の修養に力め、且つ農業勞働を愛好し、養蠶、養雞、宅地利用その他農業の作業にも熱心に従事して、踐導躬行の態度に出づることを要する。

3. 青年子女は、勿論幼時の身體的、精神的特性を研究しこれが愛導輔育に力むるが如き素質を有すること。本邦現下の國民保健の状態を見るに幼時の死亡率甚だ高く、又各種の疫病を始め一般保健に對する國民の自覺甚だ遺憾の状態にあり、

爲めに國民一般の體位は甚だ劣等の状態にある。これ等の缺陷は母性の自覺と其の努力に依つて始めて匡救するを得るのである。又幼兒期より青年期に至るまでの精神上の發達變遷を研究、理解し個性の特質を明にしこれが愛導に力め、以つて健全なる國民的社會的精神を養ひ、教師と聯絡して健全なる人生觀を確立せしむることに力め、以つて社會に獨立せしめ、又良縁を求めて婚嫁せしむるが如き豊かなる温情と教育的能力とを有する婦人たることを要する。

4. 次に知徳の修養に力め、社會の進運に伴せむ家庭教育者たる本領を發揮すること。

平素、新刊圖書を覽讀し、又講習、講話、傳習會に出講し、新進の知識技能を修得し、又主婦會、母の會、婦人會等の教化團體に参加して其の活動の上に貢献し、又敬老會、慈善會、保健衛生に關する實際運動、産業組合、農會等の爲めに盡力するが如く、入りては家庭の教育者たり、出でては社會奉仕の精神に燃へ、公共生活運動の第一線に立つの婦人でなくてはならない。

5. 依頼心を除去し、堅忍不拔の氣象を以つて一家の興隆を圖るの人でなくては

ならない。

由來我が國婦人は貞淑柔和を以つて特徴とすれども、其の反面に於ては萬事男子に依頼し、其の援助に俟つて事を爲さんとするの習性あることは、今後の社會に於ける女子の使命に鑑みて大なる缺陷と言はなくてはならない。殊に家庭經營の衝に當り、青年子女の教育に就いても任務最も重大なるに鑑み、この缺陷を除去することは、極めて緊切の要務である。彼の家庭經濟上最も重要な豫算生活の實施の如き、言ふに易くして行ふに困難なる内容を有するものであつて、他くまご主婦の堅固なる意思と、優しき心情と態度を以つて家族一同と共にこれを實行しなくてはならない。主婦が家を愛するの熱情より進み出づる希望設計は必ずや家族一同これに従ふべく、且其の心底より溢れ出づる熱愛の注がるゝ處、必ずや青年子女に對して無上の教育的効果を發揮し得るであらう。

6. 醇美なる家風を培養し、家憲を定めて家庭に對し、永遠の生命を與へるの人でなくてはならない。この生命を培養せしむることは、大なる責任である。且、此の生命を與へる人は、自らに述べたるが如き精神的な生活及び物質的生活の充實を遂げしむるに於ては、

自然に堅實なる家風を生ぜしめ、隨つて深き家憲を制定さるべく、此處に始めて家庭に永遠の中心生命を附與せしむることとなる次第である。

以上は家庭教育の立場より見たる母性修養の概要を述べたのであるが、兎も角家庭教育振興の第一は母性教育の徹底に在らねばならぬ。以下本書に於てはこの母性教育の中心を各家庭に置き、これを道場とし、又教材として専心、家庭生活の向上に向つて生活による教育を施し、母性の教養を高むると共に、家庭生活の水準を高め、隨つてこの間に於て子女に對する家庭的、公民的教育の徹底をも成し遂げらるが故に、これ一舉三得の教育を爲すことが出来るのである。これ著者の日頃の信念であつて、嘗てこれを實地に行つた處である。以下これが概要を説述する。

第二節 農村家庭の改善方針

家庭教育は上に述べたるが如く、各家庭の生活改善を教材とし、體驗に基きて眞に生きたる教育を施すのでなくてはならない。然るに家庭生活様式のことたるや、古き昔よりの傳統の結晶であり、又郷土の社會意識によつて律せられて居るも

のが多いのであるから、容易にこれを變改せしむることは出来ないものである。若し教育者がこの間の消息を十分に理解せずして其の指導に當らんかたちまち民衆の反感を買ひ、只にその目的を達し得ざるのみならず、延いては教育全般の上にもまで悪影響を及ぼすことがある。故に第一編第一章に述べたるが如き郷土精神を能く理解し郷土生活に對して敬虔なる態度を持ち、これが改善振興に對して燃ゆるが如き熱誠を披瀝するのではなくてはならない。

さて、然らば如何なる順序方法によつて家庭生活の改善を爲すべきや、これ先づ方法上の第一眼目である。

家庭生活の改善に着手せんとせば豫めよくその趣旨を全村民に理解せしめ、統一せる方針の下に各大字別に徹底せしむることとする。今其の改善要綱の實例を左に掲げん。熊本市外健軍農業公民學校に於て實施せる家庭生活改善要綱は次の如くである。

第一 敬神崇祖六ヶ條

第一條 一家全員敬神崇祖の觀念を濃厚にし朝夕神佛の禮拜を勵行す。

- 第二條 努めて祝祭日に出席しその意義を明徴にし國旗の掲揚をなす。
- 第三條 青年處女の修養部は二回朝起に依り神社境内の美化作業をなし訓話をなす。
- 第四條 村祭の諸奉仕は青年團にて分擔す。
- 第五條 部落毎に伊勢詣の講を設置す(會員は四十歳以上)
- 第六條 青年處女は年一回氏神阿蘇神社の參詣登山をなす。

第二 祝宴に關する要項二十四ヶ條

1. 結婚九ヶ條

- 第一條 式は嚴肅を損せざる程度に簡粗を旨とす。
- 第二條 式並に披露は神社或は村公堂にて行ふ。
- 第三條 器具は村にて購入したる物を使用す。
- 第四條 髪道具及一時的裝飾用の服装は處女會及村にて用意せる物を使用す。
- 第五條 披露に於ける料理は一人前一圓以下の折詰、二合以下の酒とす。
- 第六條 披露に於て案内を受けたる者の御祝儀は一圓以下とす。
- 第七條 結婚當事者より學校に一株の記念樹を贈る。
- 第八條 村に五圓、青年支部に三圓、處女會に二圓宛の記念金を贈る。
- 第九條 處女會より新婦宛鏡臺一ヶを贈呈し、青年團支部よりは記念果樹一株贈呈す。

2. 入退營兵歡送迎七ヶ條

- 第一條 精神的盛大を旨とし濫費の陋習を打破す。
- 第二條 神社にて舉式をなし村公堂に於て宴會を開催し家庭に於ける饗應を禁ず。
- 第三條 總て村にて幹旋司會す。
- 第四條 參會者は在郷軍人代表を初め青年團代表役場吏員學校職員各區各代表親戚並に希望者とす。
- 第五條 宴會料は各參會者より三十錢宛醸出す。
- 第六條 青年團より國旗一旛を贈呈す。
- 第七條 歡送迎は前條各代表及出身部落の青年團員在郷軍人分會員一同並に親戚とす。

3、學校職員吏員の新退任四ヶ條

- 第一條 村長學校長に就きては村主催の歡送迎會を村公會堂にて開催す。
- 第二條 その他は情況に従ひ他の發起に依り村公堂にて歡送迎會を開催す。
- 第三條 參會者は前項の代表者獎學組員學務委員並に希望者とし會費を醸出す。
- 第四條 二ヶ年以上在職者にして特に功勞ありと認めたる者に付ては村より感謝狀並に記念品を贈呈す。

4、各種宴會四ヶ條

- 第一條 總て虚禮を廢し多數招客の場合には成可く村公堂或は部落公堂を使用す。
- 第二條 村設備の器具を使用する場合百人分以上十圓、五十人以上五圓、以下二圓の使用料を納

- 第三條 酒、料理、樽料は結婚時に準じそれ以下とす。
- 第四條 酒杯の獻酬を廢し舉杯を以て之に代ゆ。

第三 葬儀六ヶ條

- 第一條 葬儀は謹慎、哀悼、憐保相助をもつて第一義とす。
- 第二條 葬儀並に會葬は質素を旨とす。
- 第三條 葬儀前後の食事或は齋は出来るだけ質素を旨とし、親類並に葬儀係等に限る。
- 第四條 葬儀には一切酒類を用ひず。
- 第五條 途中の葬式は之を廢す。
- 第六條 香奠返しを廢す。

第四 村祭、公休日四ヶ條

- 第一條 村祭等に於ける場合にも努めて虚禮をさく。
- 第二條 村祭に於ける土産物は廢す。
- 第三條 公休日三十日を制定す。
- 第四條 公休日には各種團體に依り成可く修養の機會を與ふ、

第五 贈答五ヶ條

- 第一條 一般に贈答の場合を尠くす。

第二條 交換的贈答は適宜之を減ず。

第三條 贈答品は成可く生産物或は實用品とす。

第四條 三月、五月の節句に於ける人形幟、宇蘭盆會に於ける提灯のごとき贈物を改め實用品に代ゆ。

第五條 中元歳暮の贈答は成可く減じ止むなきものに限り生産物の贈答をなす

第六 訪問接客三ヶ條

第一條 訪問接客は禮を失せざる程度に時間を重んず。

第二條 互ひに時刻を考慮す。

第三條 接待は簡略にす。

第七 住宅改善五ヶ條 (別に詳記す)

第一條 住宅は生活の本據たるに相應しく實用と美化とを調和せる安居たらしむ。

第二條 宅地は有興味にして經濟を旨とし而も美觀を備へしむ。

第三條 臺所は衛生的にして經濟的に且つ能率的なることを第一義とし家族團樂の中心場所たらしむ。

第四條 土間は清潔整頓を旨としその内容は良農家たるに相應しく充實せしむ。

第五條 農舎は收納作業等を考慮してその利用に努む。

第八 記帳六ヶ條

第一條 記帳を正確明瞭にして一家經濟の根本を確立す。

第二條 戸主は農會にて制定配布する農家經營簿に經營並に財産等に關する記帳をなす。

第三條 主婦は母の會にて制定配布する家計簿に家事方面の記帳をなす。

第四條 青年團員、處女會員は團會にて制定配布する日誌の記帳をなす。

第五條 公民學校生徒は家庭實習簿の記帳をなす。

第六條 毎月末擔當せる記帳事項の反省座談をなす。

第九 燈火二ヶ條

第一條 作業讀書の際は成可く明るく、之が使用をなさざる時は消燈して、能率増進、消費節約の根本精神を培養す。

第二條 街燈の數を多くし費用の支辨は區費を以てす。

第十 節酒節煙四ヶ條

第一條 國法の定むる未成年者の禁酒禁煙は村民全體に於て嚴重に監視す。

第二條 葬儀に於ける酒類の使用を廢し一般的にも制限をなす。

第三條 各部落毎に禁酒會の設置を奨勵す。

第四條 節酒節煙に依る貯金を奨勵す。

第十一 買物四ヶ條

第一條 分度を立て實質を本位とし冗費にわたる買物をせざること。

- 第二條 國産品の愛用を心かくること。
- 第三條 成る可く現金主義になすこと。
- 第四條 購買組合の設立、利用を圖ること。

第十二 貯金の奨励四ヶ條

- 第一條 各區申合せに依り各戸洩なく貯金をなす。
- 第二條 毎月一回青年處女會において部落別に貯金會を開催す。
- 第三條 禁酒貯金、節煙貯金、愛國貯金等の如き種類の貯金を奨励す。
- 第四條 貯金は村の信用組合に預金す。

第十三 時間勵行五ヶ條

- 第一條 時間を尊重し定時を勵行し規律的生活をなす。
- 第二條 集合をなす場合には定時半時間前鐘或は太鼓を以て用意を報ず。
- 第三條 村及び區の集合には太鼓をもつてし男女青年團及支部の集合には鐘をもつてす。
- 第四條 集會に於ては時刻に相違せず開會す。
- 第五條 起床及消燈は青年團に於て各支部毎に打鐘あるひは喇叭の吹奏に依つて周知せしむ。

第十四 趣味の向上四ヶ條

- 第一條 常に掲示板に注意し毎月配布の健車は必ず讀破して讀書趣味を養ふ。
- 第二條 部落公堂の内容設備の充實に依り各々の趣味の向上に努む。

第三條 住宅庭園の美化に努む。

第四條 娛樂の高雅なるを選び趣味の向上に資する。

以上生活改善の事項はこれを各家庭に於て實行せしめ、以つて家庭生活の向上を圖ると共に、その實行の間に於て家族の訓練を施し得るのである。又この綱目を徹底するに就きては村内に於ける各教化團體に於て申合規約を作り、全村民をしてこれを徹底的に遵守せしめなくてはならない。又從來の慣行を破りて新たな生活様式を打立てんとするには、先づ村内の有識者、資産家等一般村民の目標たり、模範たるべきものより率先してこれを行ひ、他をしてこれに倣はしむるの方向に出でなくてはならない。又これ等生活改善を實施せる状況を大字別又は團體別に審査して其優秀なるものを表彰するが如き、お祭、盆祭、節句、正月等の年中行事の機會に於ては、豫め教育網の委員會を開き規約勵行の方案を打合せ、これを各大字、各團體等より各家庭に通知して勵行せしむるが如き、又更にこれを力強く實施せんには村會の決議を経て、村祭例として實施せしむるの方法もある。尙村又は村落公堂に於て冠婚葬祭、その他各種の歡送迎を行はんとするには相當の設備を

要するのであるが、これ等は村又は各大字、各團體に於て適當なる方法により簡素を旨とし、設備すべきである。

第三節 農村家庭の整理方針

第一項 家庭整理の方針

家庭教育の上には、前節述べたる如き生活改善の勵行も必要であるが、尙日常生活の本據であり、また家族一同の慰安の場所、團欒の場所であるべき家庭生活をより有意義ならしめんには、是非とも先づ其の家内を整理、整頓し、又便利、經濟、保健、衛生、社交其の他各般の方面に於て現代生活に適應する如くあらしめなくてはならない。然るに實際農村の状態を見るに家庭の中に於て保健衛生上最も重要な地位を占むる臺所は、光線の射入、空氣の流通に於て、又食器の保管に於て、飲料水の水质に於て、清潔整理の状態に於て、實に遺憾の状態にある。況んや夏季疫病流行の恐れある際に於ては、かくの如き不整理、不整頓の場所には、濕氣充滿し、臭氣をさへ發生し、又傳染病媒介の蠅類蝟集し、實に寒心すべき状態を呈する地方も少くな

い。これ農村家庭の整理改善に於て、先づ臺所改善より出發すべしと爲す所以である。眞に臺所は家庭營養の根源であり、又その日常活動力の源泉である随つて社會生活の世界と對立せる家庭生活の世界の中心をなすものであるから、この改善を遂げ、而して此處に改善されたるものを活用して一家庭團欒の實を擧ぐる時は、單に家庭生活を向上し、その教育を促進するのみならず、更に進んで家族の社會生活上の能率を増進し、明るく且つ強き生活を実現することが出来るのである。家庭整理改善を行はんとするには、先づ一定の方針を確立しなくてはならない。前述健軍農業公民學校は次の如き方針を樹て、青年教育を中心として舉村一致これを勵行しつゝある。

家庭整理改善の方針

- 一、能率的に經濟的に美的に衛生的に工夫すること
- 二、各家庭に即したる耕作面積、人數家の構造其他整理改善を行ふこと
- 三、家庭の經濟状態を考慮し一般的にはなるべく家庭の者の手で成し遂ぐることに
- 四、平面的陳列に非ずして狭き部面を立體的に利用すること
- 五、器具の置場所は其の機能を考へ又相互の關係を考慮すること

- 六、使用度數によりて位置を決定し標示すること
- 七、子供の生活を閑却せざること
- 八、精神的に好影響あらしむる様留意すること
- 九、年次的に計劃實施すること

第二項 家庭整理指導法

家庭整理改善を實施せしめんには、一般的の指導法と、特殊的指導方法とに依るべきである。一般的指導に就いては、先づ第一に輿論を喚起して、然る後各大字に於て模範ヶ所を設定し、百聞一見に如かずの眞理に基きて、強く一般にその必要を認めしめ、更に他町村に於ける實例をも見學せしめ、機運漸く熟するに及んで、この方面に堪能なる講師を招き、一般的指導を受けしむると共に、一般家庭用セメント工事の講習會、家庭改善に必要な手工講習會等を開催し、青年を中心としてこれを受講せしむる成人教育の實施をなし、又品評會を開催して、適切にこれを獎勵し、又相互研究懇談會を開きて、研究裨益の機會とするが如きである。特殊の指導は、一般的に指導獎勵したるものを各家庭に於て實行せしむるに當

り緊要なる經費の問題を解決せんが爲めに、家庭整理改善講を組立て、これに必要な資金融通の道を開き、又は特にこれが普及徹底を目的とする家庭改善獎勵會を組織し、家庭整理の合理化及びこれが實行普及の方法を研究し、獎勵せしむることを爲すのである。

第三項 家庭整理の要點

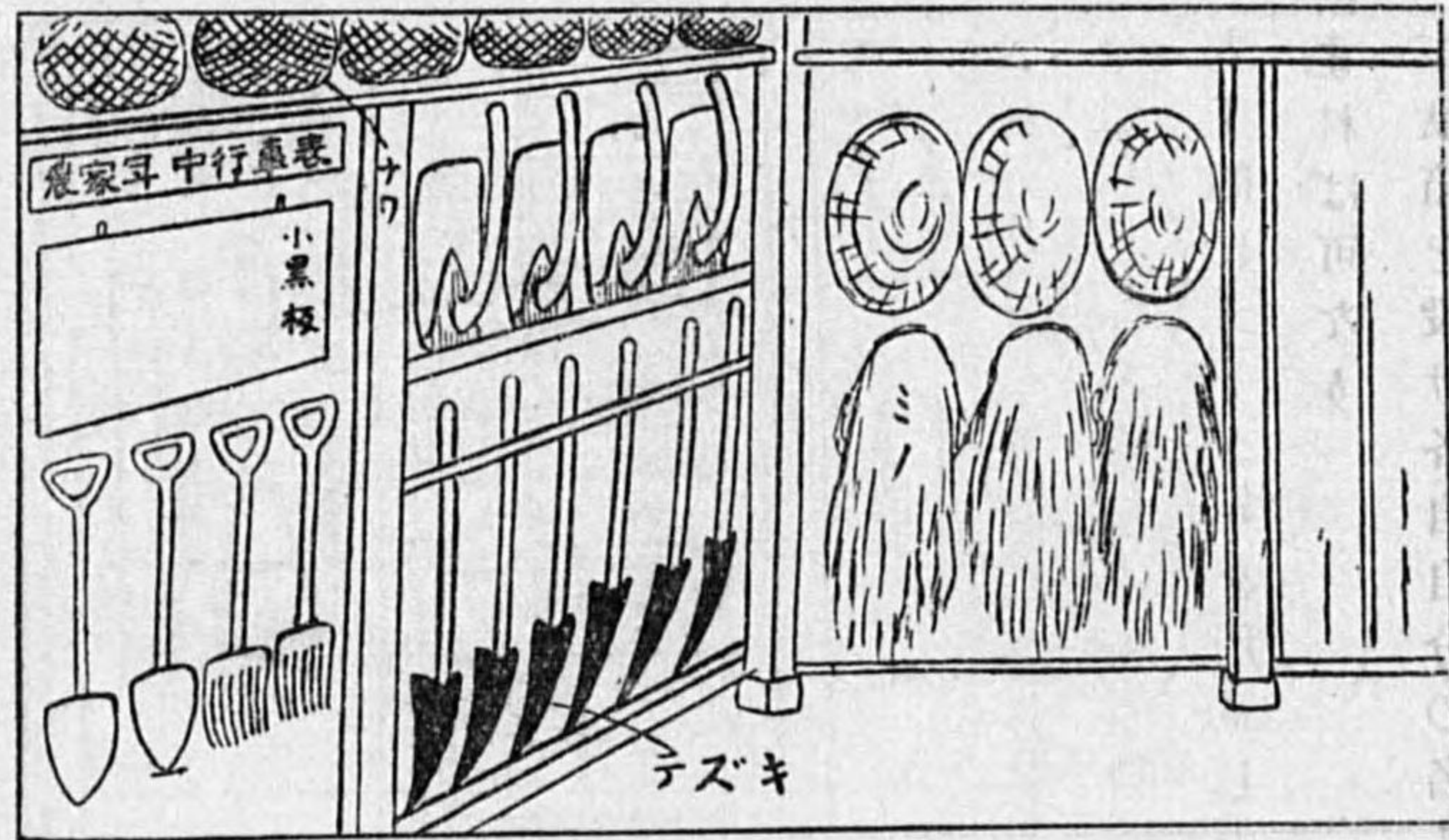
一、住宅の整理改善

住宅の整理改善は、先づ第一に臺所に着手し、次にこれと隣接せる土間に農具及び労働の際に用ふる衣類一式、繩、蓆等の新品貯藏、味噌、醬油等の如き加工品、その他傘、下駄等に至るまで、夫々所を得て整頓するのである。今左に説明の繁雜を避け、著者の嘗て經營せし熊本市外健軍公民學校に於て現に實施しつゝある狀況を圖示し、要點を説明することとする。(主任教諭田中隆安君の村民指導案に據る)

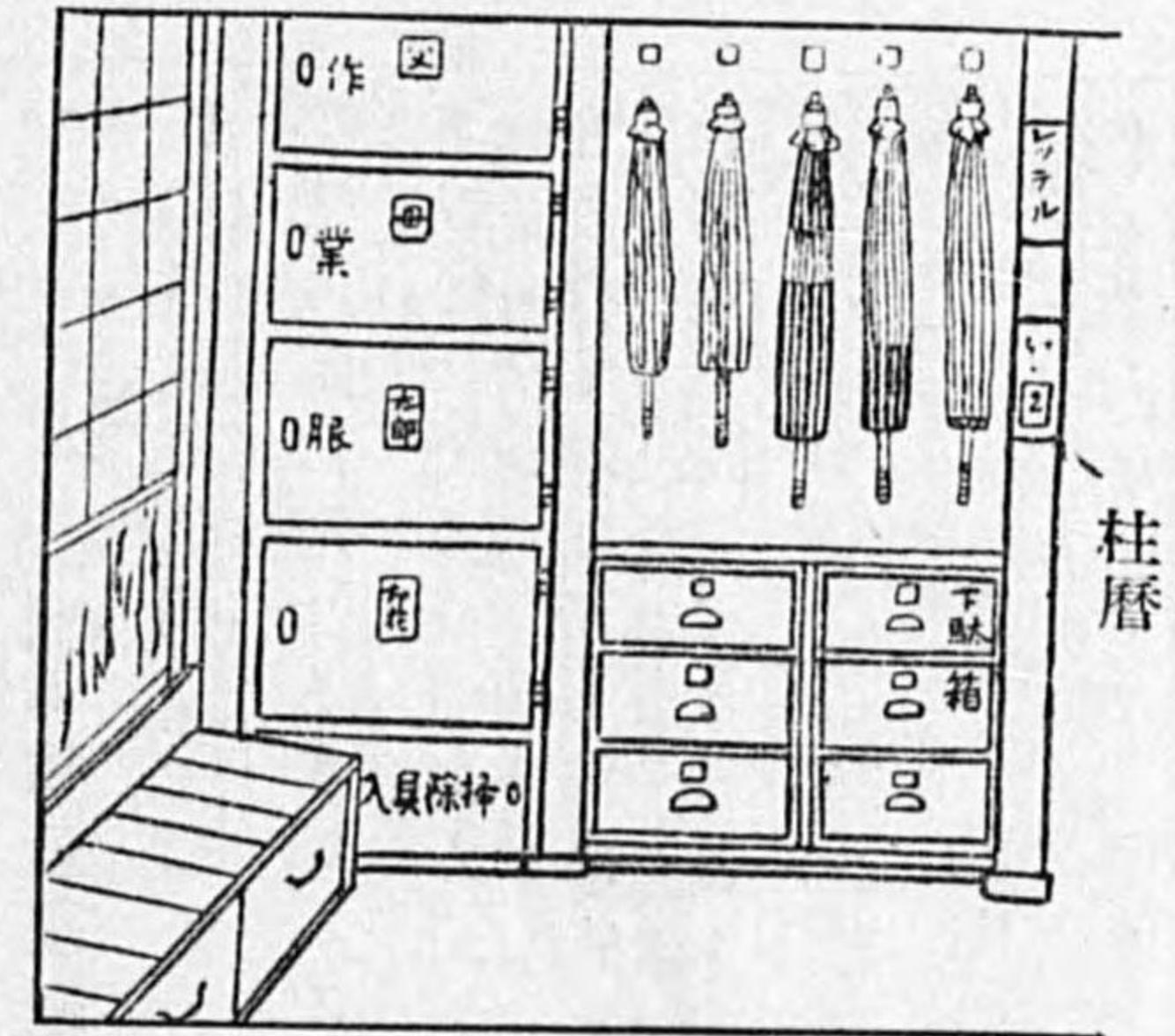
家庭整理改善要項

第一 住宅の整理改善要項

門柱には戸主の門札を附すること

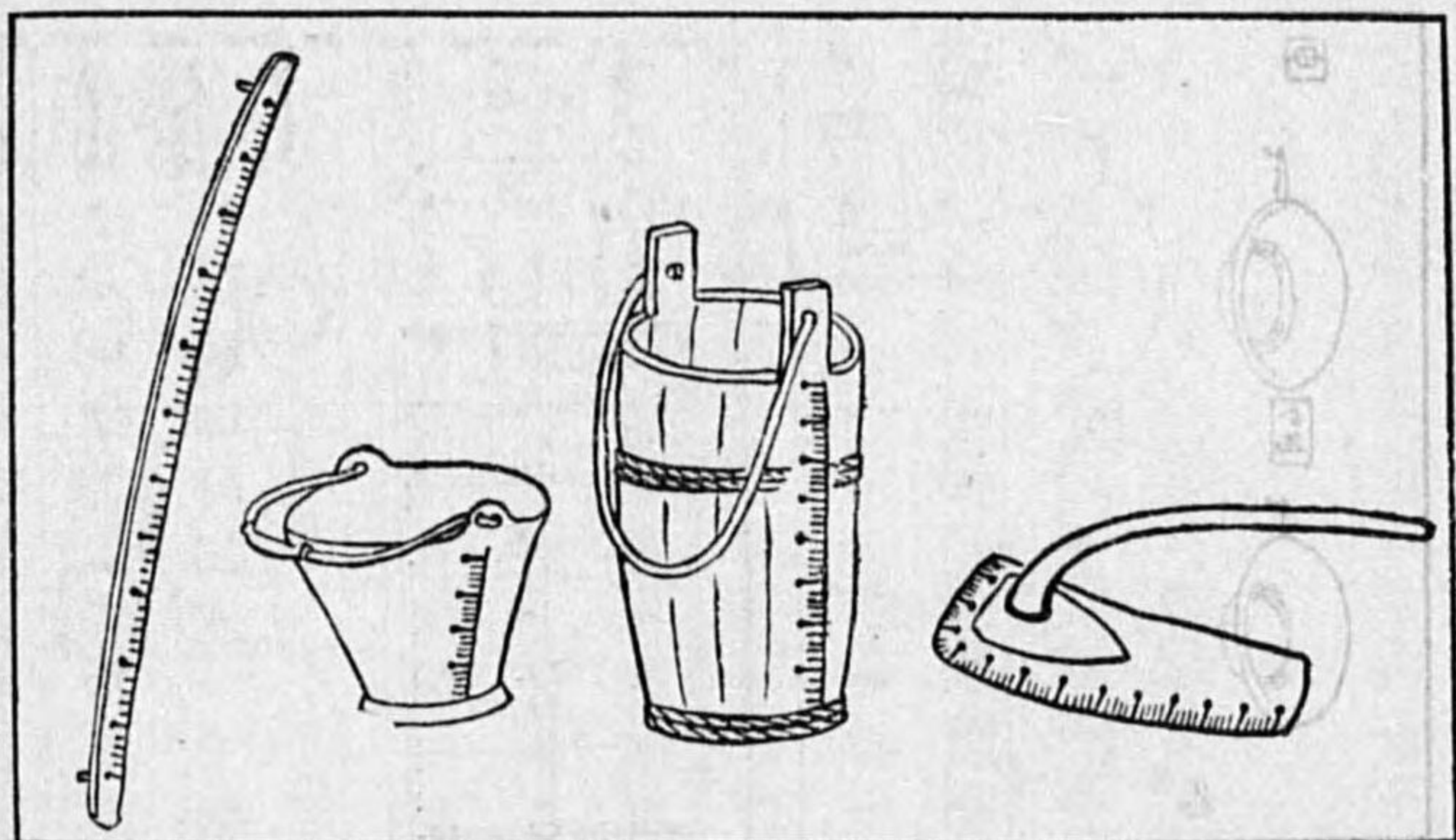


手拭掛を設けること
 帽子掛を設けること
 平常着は洗濯物と洗濯を要する物とを別に家
 人の數に仕切りたる戸棚様のものに入れるやう
 にし年長者の分を漸次上段に幼者の分を漸次下
 段に設備すること
 國旗は大切な場所に而も小學生にも取出した
 てることの出来る所に標示しておくこと
 子供の日用品或は學用品は自身の手の届く所
 に設備し自身整理の出来るようなすこと
 洗面場出入口の適當なる所に齒磨用具その他
 洗面用具置場所を設けること
 消防具を最も便利な所に一定しておくこと
 風呂場は不潔の場所をさけ土間からも座敷か

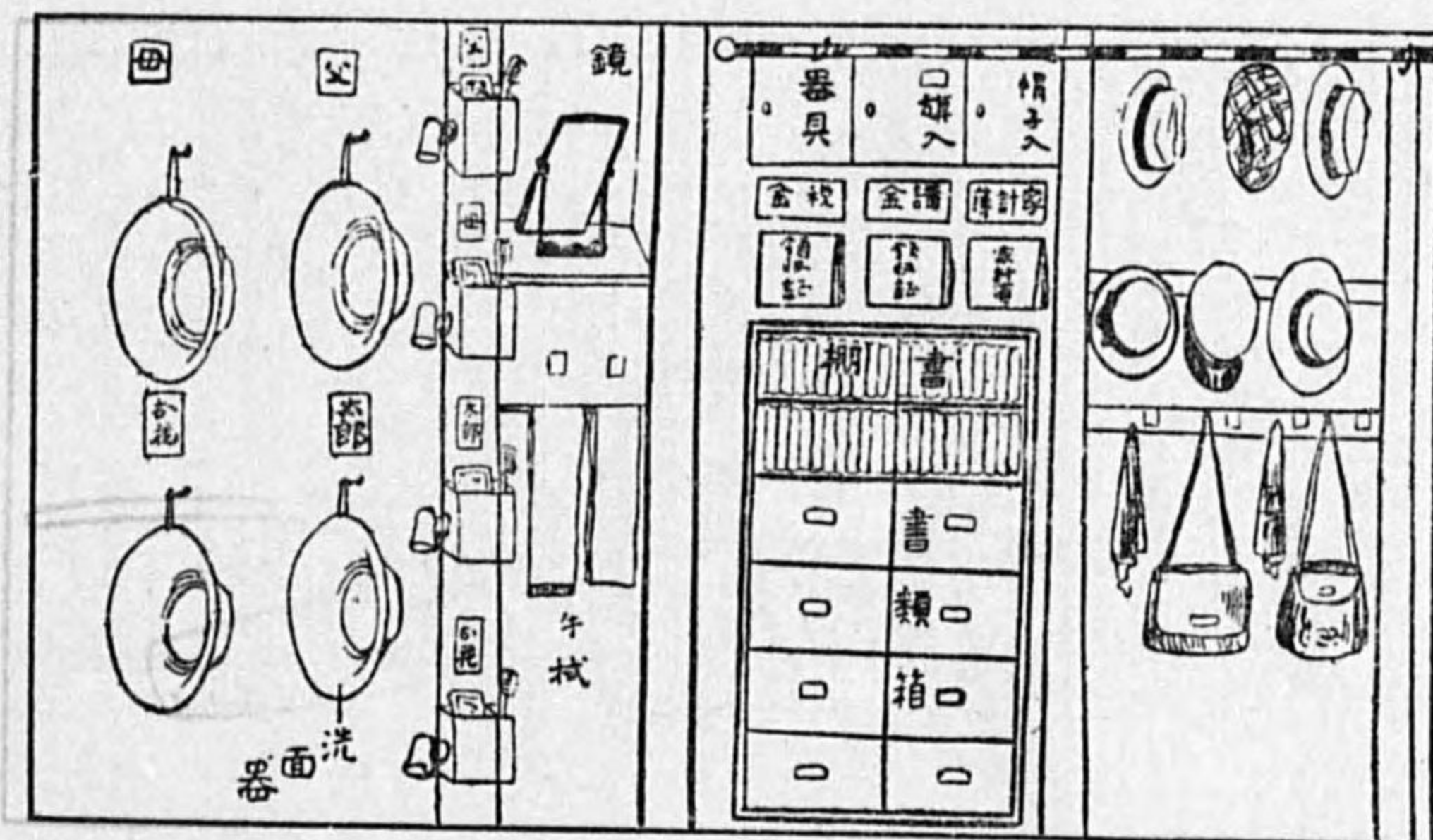


時計曆等は最も利用される場所に設置すること
 傘類は入口の最も便利の箇所になるべく吊す様になすこと
 表土間にテンプルを用意し中食休息時の新聞讀書或は記帳或は土間應接等に
 供すれば可なり
 下駄箱を設け各自自分の名札の所に置くようにすること

戸口に戸主始め家族の名札を掲げ尙青年處女公
 民學校等各自所屬を明にすること
 表庭の適當なる箇所に毎日最も多く使用する
 農具の置場を設けること
 神棚若くは床の間の生花は常に新鮮なること
 適當なる箇所に家訓の如きものを掲ぐることに
 書類箱を設け各類別毎に區分し標示して置く
 こと
 家計簿を具へ豫算生活をなすこと



種農具の機能に従ひ置場を定むること農舎内に
 氣持よき作業場あらば理想なり
 家々に應じたる整理改善をなし創造工夫を尙
 ぶ
 總て平面的に陳列するに非ずして立體的に狭
 き部面を利用す、壁等の破れたるは修理すべし
 農具室の入口適當なる箇所に全農具一覽表、曆
 農事年中行事表、農家の信條、肥料配合等を適宜貼
 布しおくこと
 同所に小黑板を設け作業週豫定、日々豫定或は
 出動場所等の記載にあつること
 牛馬は農家の最も勞はるべき家畜なり愛撫の
 方法を講じ清潔になすこと
 堆肥舎の設備をなすこと若しなき時は茸下等



らも入られる様にすること
 浴場には近くに脱衣場を設くる事
 下足の乾場を考案すること
 農具の如きも盜難のおそれあるものは家屋内
 に整理すること
 壁の破損は修理すること
 便所の手洗ひ手拭掛の設備をなすこと
 便所は外より見えざるよう工夫すること
 便所は標示しきれいにすること
 適當の場所に種々標語を不自然にならぬ様工
 夫して貼ること
 第二 農具農舎の改善整理要點
 ◇農舎内に一部農具室を得れば理想なるも然
 らざる時は家屋内或は農舎の適當なる箇所に各

をなし成る可く雨露をさくる様手段を講ずること

農具は常に使用する物と否との別に依つて位置を定むること

農具の位置は時に依つて變更するが如きことなきやう最初より工夫しおくと

用をなさざる農具は別になすこと

農具に度衡の目盛を付すること

農具の置場にも名札を貼布し之に數迄記入すれば尙可なり

壁に直接觸れざる様掛けざれば日を重ねるに従ひ破損するに至る

切物は成るべく子供の取り易からざる様にすること

農家は常に相當の繩草履草鞋等を用意すること

農具は使用後の手入れを充分にすること

農具にはその家の番號又は名字等の烙印を施し紛失又はすり替等なきやうにすること

農具農舎に關する左の如き標語を貼布すること

農具の光は國の光

農具の整理

農具の整理

第三 臺所の整理改善要項

通風採光に留意し窓を多くあげ上窓は硝子戸を下窓は引窓を設けること

釜類の置場は竈の前方或は後方の便利な箇所（竈の前方或は後方の便利な箇所）に設けること

鍋は掛くるよりも伏せる様にして水切をよくし赤錆の着かぬ様すること

土間全體を三和土若くはコンクリートとし掃除に便にして清潔を第一とすること

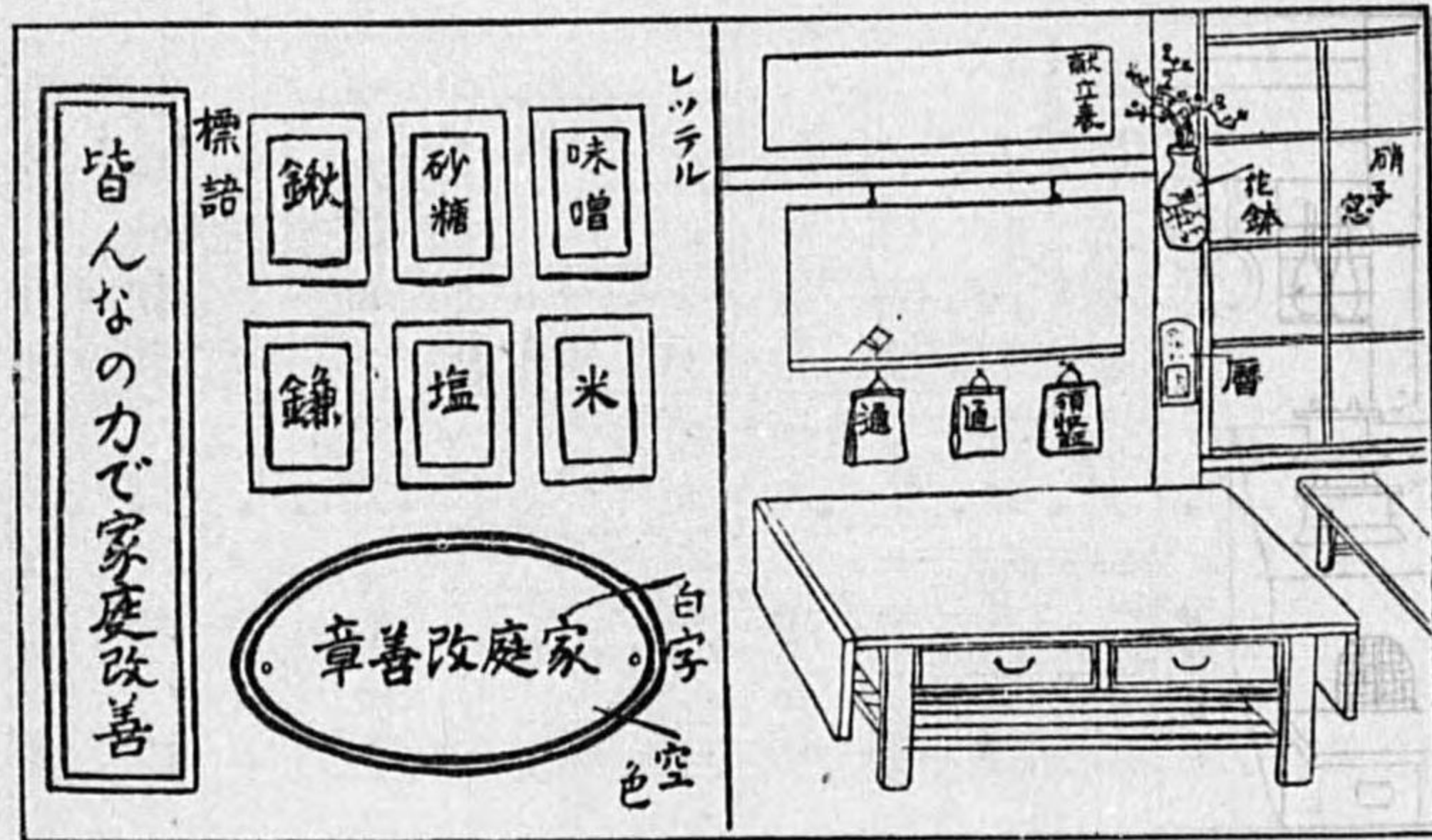
臺所の設備は立働きに便にし料理その他の作業に不自然なる姿勢をなさざる

ようなしおくこと

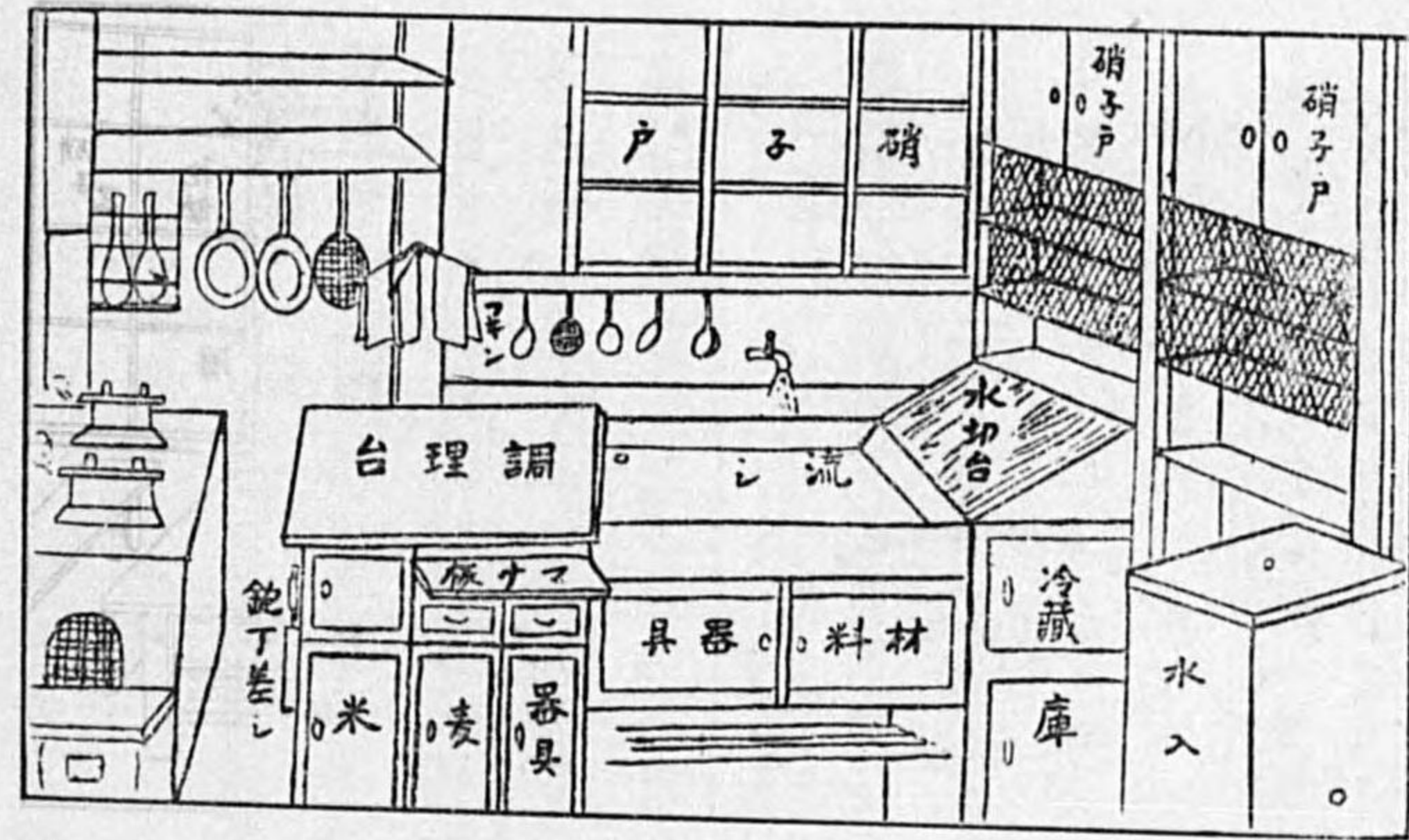
料理臺は板又はトタン板若くはコンクリートを以て作り水甕とながしの位置を考慮すること

水甕はながし料理臺の右側におくこと

料理臺の右側に鉋丁を左側に或は下に引出式に切板をおくやう工夫しその向



壁面は立體的に利用して適當なる戸棚を設け戸棚にはなるべく蓋をすること
 食物を入れる戸棚には蠅を防ぐため金網若くはカンレイシャ等の設備をなすこと
 小黒板を設け週中の献立納税期等必要なる事項を掲示すること
 その附近に先祖の命日を記したる札、家族の誕生日を記したる札を掛くこと
 火の用心に留意し燐寸は竈の近くの柱に管を作りて入れる様にして子供の届かざる所にする
 こと
 漬物の置場は煮焚する場所より稍離れたる所におくこと
 漬物の重石は婦人にてても容易に取除き得るや



側には袋棚を付くこと
 袋棚の内部は竹棚とし器具は總べてふせおくやうすること
 拭布雑布の類はなるべく料理臺の附近に設け拭布は高く雑布は低くおくこと
 土間にて腰掛けたるまゝ食事の出来る如く腰掛式の食臺を設けること料理臺の内部は固よりその下部の水はきを良好ならしむるため傾斜を付す
 流場はコンクリートにて固め内部の排水を良くすること
 臺所と食堂との連絡を良くすること
 炊事用具の置場所を一定し各々レツテルを付し整然と整理すること

う 數多く用意するか或は簡單なる滑車の如き装置を工夫すること
 爛瓶の如きは倒れたつるやう作りたる試験管立の如きものを作りて並ぶること

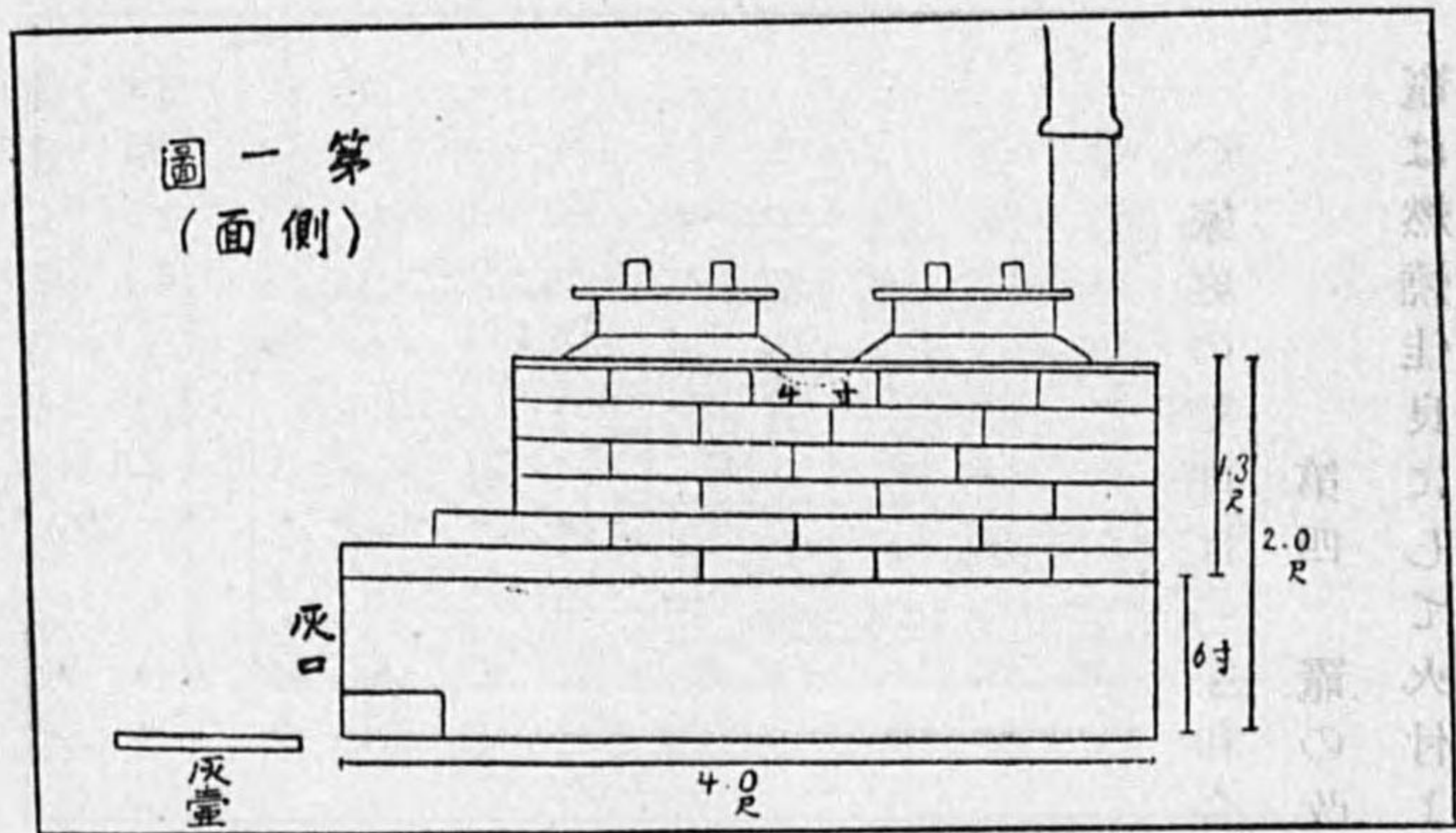
井戸はポンプ式としホースを以て水桶にも料理場にも風呂場にも送水出来るやうなすこと

適當なる場所に標語を貼布すること

- ◇ポンプ百より用心一つ
- ◇清潔整頓火の用心
- ◇經濟は先づ一本の燐寸から
- ◇健康の鍵を握る臺所
- ◇道具整なや心も整ふ
- ◇家庭の整理は一家和合のもと
- ◇生活改善は臺所から
- ◇臺所は人間健康の調理所
- ◇明るい臺所明るい家庭
- ◇主婦の人格は臺所でわかる
- ◇皆なの方で家庭改善
- ◇時と金とは使ひ様で生きる

第四 竈の改善

竈は燃燒佳良にして火付よろしきやう工夫すること



第一圖 (面側)

薪を經濟的に使用なし得るやうになすこと
 危険を防止し得るやうなしおくこと

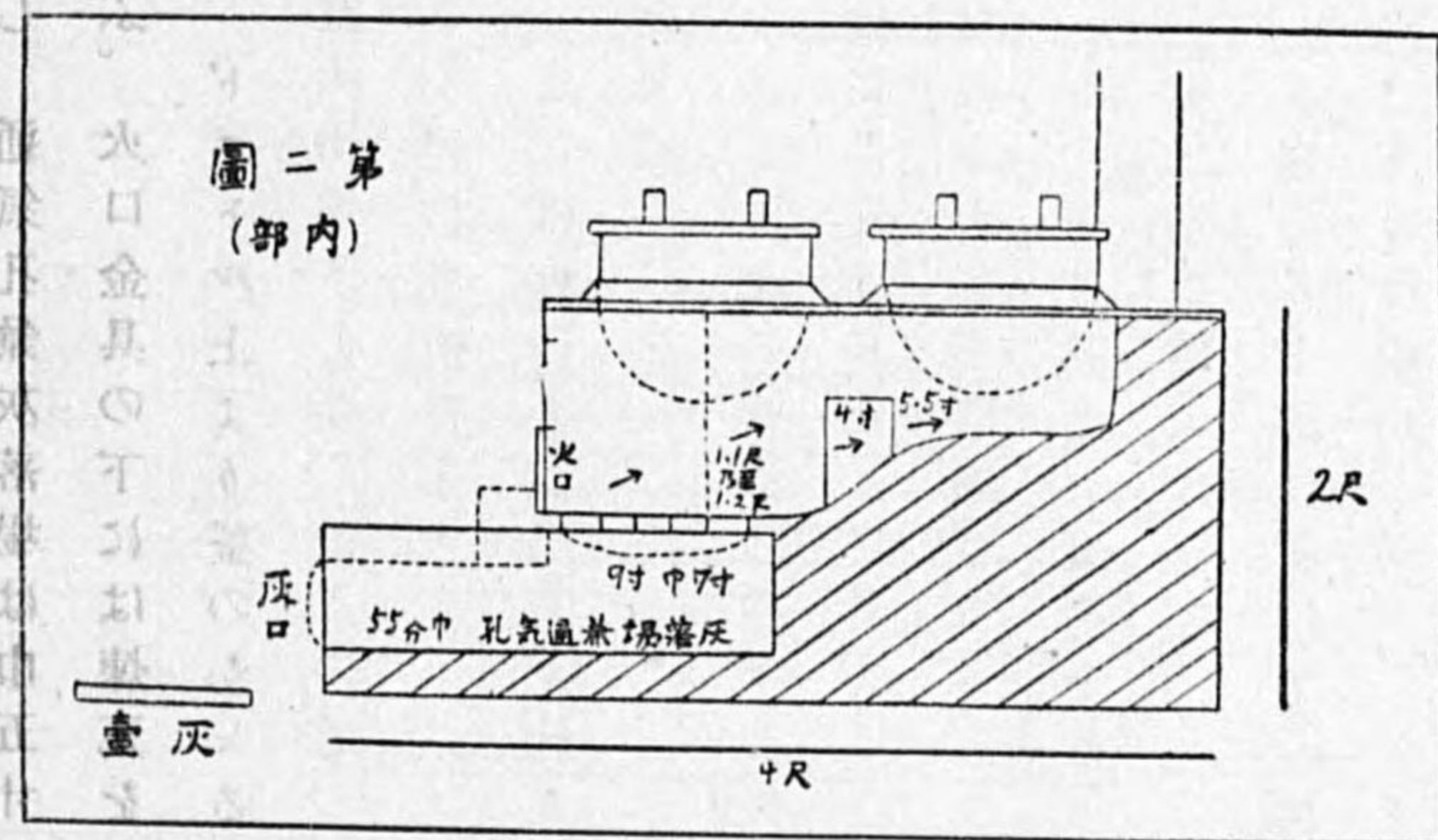
剩餘の火氣を利用し湯を沸す等の設備をなすこと

埃塵の室内に飛散せざるやう煤煙の室内に充滿せざるやう必ず煙突を設けること

大分縣に普及されつゝある竈は農家の竈としても以上の要項に該當し佳良に付き以下之を紹介す

(第一圖説明)

奥行四尺とし前に灰壺を巾一尺長さ二尺七寸深さ一尺三寸(適宜)を設け一寸厚みの板を覆ふ土臺を六寸としこれには小石を積みて煉瓦を節約し兩側に各一寸宛を見出しその上に煉瓦を



最庭部五枚を連らね第二段は四枚半とし前方膝の上に半分を出す第三段より四枚を連らね六段積みとなす

煉瓦の間は二分五厘乃至三分を石灰と砂とを混じて練りたるものにて接糺す(セメントは火に弱し)土臺よりも頂部迄を一尺三寸乃至四寸となす

故に竈の高なは計二尺となる普通の婦人にては高きに失せず低きに非らず

灰口の下には煉瓦を一枚敷く時は堅牢となるのみならず體裁優美となる

前後の釜の間は四寸の隔りをもつて可とす

(第二圖説明) 通氣孔には火口四號を使用す廣きは發火にぶ

し 通氣孔兼灰落場は巾五寸五分乃至六寸としドストル下より一乃至二寸を伸ぶ。火口金具の下には煉瓦を一枚敷きて堅牢となし之にドストルの端を載す。ドストル上より釜のかゝる所迄を一尺一寸乃至一尺二寸となす高きに過ぐれば火力多きを要し低きに過ぐれば煙前に出るか又は後に引かすこと大ならしむるか何れも損失多し

之には火口(七號)の上に煉瓦三枚を重ね目塗りを二分として成可く高くなることを避く可し

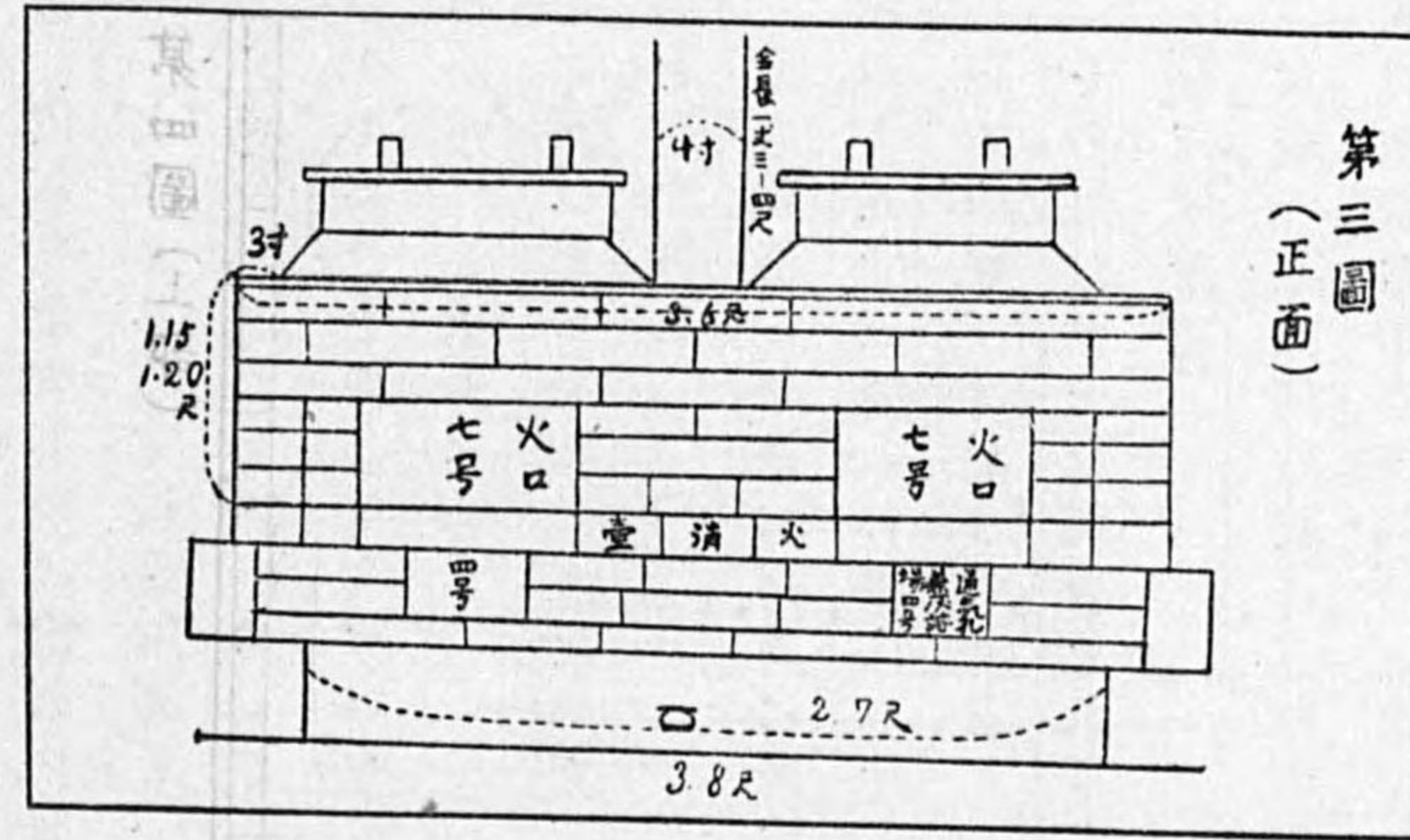
後方に至る通路は高きに失すれば引火強きに過ぎ低きに過ぐれば前に煙出る故高さ五寸五分とし巾は三寸五分乃至四寸とすること肝要なり

後方の釜下は深さ六寸となし成可く内部を廣くすべし

その下は粘土に瓦屑を敷きて積み上ぐべし

(第三圖説明)

灰壺の蓋上部に灰口下の煉瓦の見ゆる如くに敷き込む時は優美なり、前の釜と火口灰口は中心と同一となすこと後方の釜の位置は前述の如く稍外方に位置す



第三圖
(正面)

ること。

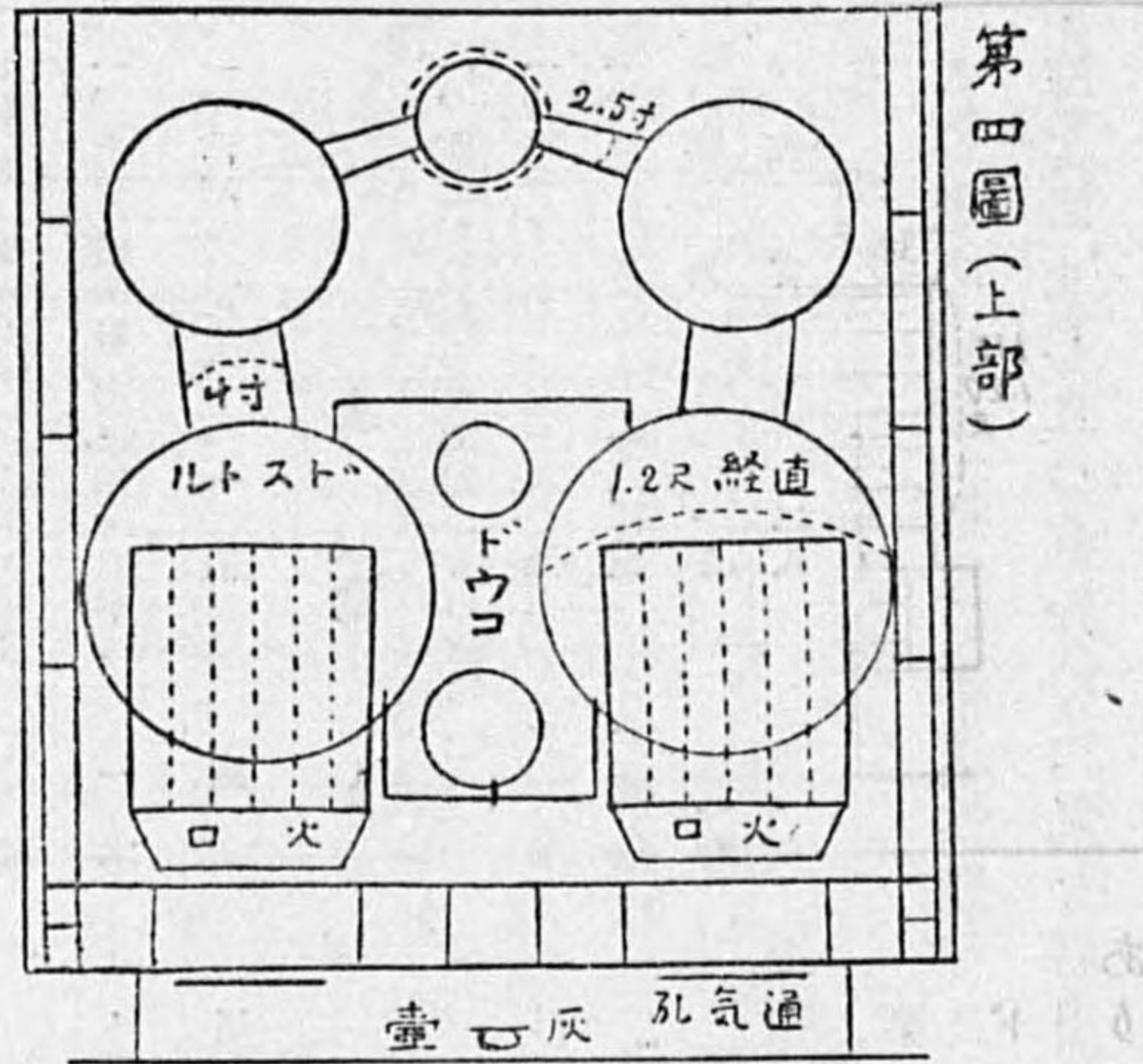
兩方火口の間の煉瓦は火口直上の煉瓦と同じ高さに取り付くやう又最底部は火消壺の蓋の乗るべく五分を出し置こと肝要なり頂部煉瓦上の均しは水平を旨とし薄さを尊ぶ

間口の巾は兩側の煉瓦の巾に用ふ可き釜の直径に中央の五寸巾を加へたるものをもつてす本圖は三尺六寸なり

煙突は直徑四寸とし全長一丈三乃至四尺を可とす(一本二尺釜の外側の三寸は煉瓦の上に釜の齒の七乃至八分かゝること

(第四圖説明)

ドウコ中央に装置する時は常に湯の沸騰せるありて牛馬の飼養に或は洗濯すゝぎ湯に便なり



第四圖(上部)

前面を煉瓦にてたゞみ且つ蓋の設けあれば寒中にも朝迄甚しき冷却を見ることなく又堅牢なり

但し塗込みの場合は底部を三分すかしとなすこと

後方の引火孔は稍々外方に向けて装置し後方の壁につきあたり迂廻して煙道に入る様に工夫すること

排氣孔は後部の壁より一寸乃至一寸五分を見出して穿ち迂廻を助け熱量を多く使用する。

土臺は前述の如く兩側を各一寸宛を出して體裁の優美を保つ

第二番目の煉瓦は半分を膝の上に見出すこと特に體裁上必要なり。

材料 見 積

一、煉瓦八〇本乃至一〇〇本	一本	三・五錢	計三五〇・〇錢	位置に依り七〇本節約せば四〇本
一、火口 大	二個	四八・〇	九六・〇	決して大なるものを要せず(七號)
一、火口 小	二個	三〇・〇	六〇・〇	同前 (四號)
ドストル中	二枚	二六・〇	五七・〇	一本／＼のものを使用するも可
釜輪(新に購入して)	一・五〇〇匁	一〇〇匁	一〇〇・〇	以前に求めあれば損すること少き爲
一、土管(煙突用)直徑四寸六本	一本	二四・〇	一四四・〇	夫にて充分なり
一、消石灰二斗入	一俵	三五・〇	三五・〇	大なる必要なし
	同			使用の多少に依り一俵半を使ふ場合
				あり

上 塗 り

一、消石灰節約して前記のものの使用				
一、本ブノリ	八〇匁	一〇〇匁	三〇・〇	二六・〇
一、オガス	一三〇匁	一〇〇匁	八・〇	一〇・〇
一、鱒油	一合	一合	五・〇	五・〇
一、佐官	二人	一人	一六〇・〇	三二〇・〇
合 計			一二九三・〇錢	種油使用の時は八匁八錢 自分にせなせば三二〇錢の節約

この竈の長所とする處は、燃燒可良にして、火付よく随つて薪を經濟的に使用し、危険を防止し、且つ剩餘の火氣を利用して湯を沸かし、又塵埃の室内に飛散するを

防ぎ煤煙を室外に導く爲めに煙突を設ける。

二、宅地の整理改善

宅地の利用は、全國一般に農林に於て宜しからざる状態である。即ち宅地内に於ける家屋の四圍に、生ずる空地を適切に利用して、土地の經濟と住宅の美化を圖るが如きは、概ね輕視せられたる状態である。一度農村に入つて普通農家を訪問すれば、これ等宅地利用上多くの缺點あることを認めるのである。

抑々宅地改善の眼目は保健衛生上に留意すること、趣味的なること、經濟的なることの三點である。

衛生上に於ては、先づ宅地の排水を可良ならしめ、農家に於て多く見る處の家屋の周圍に生ぜざる密林を適宜間伐又は枝打して、採光、通風を良好ならしめ、且つ乾燥を圖り、又便所肥溜及び鶏舎の周圍には適宜庭木又は果樹を栽植して臭氣を防ぎ、溫度を調節し、合せて雅致を備ふるを要する。湯殿は清潔を保ち得る如く設備し、一の慰安の場處として全からしめ、又地方によりては、溫床、溫室を設けて、經濟と趣味生活とを取入れしめ、更に果樹、蔬菜類、花卉等を、日當りよき場所、陰地等に夫々栽

植し、以つて風致と、經濟とを兼ね備はらしむべきである。

かくの如くして趣味と實益を適當に備はらしらしめ、豊かなる家庭生活を實現せしむべきである。左に宅地に於ける植物及び小家畜配置の標準を示すこととする。

1. 日光の透射十分なる場所

梨、蜜柑、葡萄、白菜、瓜類、花椰菜、苺、アスパラガス、一般草花類

2. 陰地に耐え得る作物

枇杷、柿(丈高くして日光を受易し)、茗荷、土當歸、パーセリ、南天、チヨロキ、葉蘭等

3. 濕氣多き場所

菖蒲、苔、蘚等

4. 池、水溜

蓮根、慈姑、菖蒲、芹、魚類、家鴨等

5. 軒下、塀、垣根

藤、葡萄、準人瓜、果樹の垣根作、朝顔等

6. 家屋の南面の暖所
片屋根温室、温床、盆栽類等

三門及垣根

門札
青 櫻野春雄



正門には戸主の門札を附するは勿論、更に圖に示すが如き男女青年の名札を附して、各自の青年教育機關に於ける所屬を明にし、又戸口には家族一同の名札を掲げる。

垣根は一般農家に於ては、板、竹、土塀等と竹、杉、雜木等を併用して居る。何れにしても堅牢と、美觀と日光、空氣の流通を良好にして、陰濕に陥らざること、留意しなくてはならない。又枝葉が路上に鬱閉せざる様、適當に枝打を勵行しなくてはならない。竹木を垣根に植える時は、防風、防火の效ある外に美觀を添えて、田園獨得の雅致を加へ、郷土味を豊かならしめるものである。故に濫にこれを伐樹せざるは、勿論、適當に保護手入を加へしむべきである。著者は嘗つて、村内四十町歩の宅地隣接の竹林を保護し、改善せしむるの方案を建て、

實行せしめたのであるが、上述の如き利益を認め、村民皆なこれが實行に力めむるに至つた

第三章 農村落の相互視察

以上述べたる男女青年教育及び各種教化團體の狀況、交通機關、實習地、家庭改善等を各村落別に比較して一ヶ年に於ける社會教育の總審査を爲し、これを毎年一回相互に視察せしめ、各部落をして反省せしめ、採長補短の態度に出でしめ、年々向上充實せしめんとするものである。今その實施要綱を左に掲げん。

視察計畫

視察日	被視察支部	責任視察支部
第一日 至自 至自 至自 同午 午正 正午 四後 後 前 時一 一 九 半時 時午 午時	第三支部(佐土原を含む)	第二支部
第二日 至自 至自 至自 同午 午正 正午 四後 後 前 時一 一 九 半時 時午 午時	第二支部	第一支部
第三日 至自 至自 至自 同午 午正 正午 四後 後 前 時一 一 九 半時 時午 午時	第一支部	第三支部

視察者

備考	第三日			第二日		
	至自 同午 四後 時一 半時	至自 午正 後 一 時午	至自 正午 前 九 午時	至自 同午 四後 時一 半時	至自 午正 後 一 時午	至自 正午 前 九 午時
責任視察支部とは是非責任を以て視察をなすべき支部を云ふ希望の支部は指定以外の支部を視察するも差支なし、佐土原とは第三區中の一小村落名なり	第六支部	第一支部	第一支部	第五支部	第二支部	第四支部
	第六支部	第一支部	第一支部	第五支部	第二支部	第四支部
	第六支部	第一支部	第一支部	第五支部	第二支部	第四支部

役學 場校 當職 局員	視察者種別		視察要項	別
	一般施設	通		
	一般施設	通	路	實習地
			實	家庭宅地改善

村有志	
指定視察支部	
男女青年幹部	
養成所生徒	

被視察側の主として視察を受くるもの

被視察者種別	被視察者要項別		
	一般施設	通路	實習地
男女青年	男女青年支部長及幹部	青年幹部	實習組長及公民學校生徒
養成所生徒	配屬者	配屬者	配屬者
			家庭宅地改善
			男女青年團員

視察要項

一、一般施設

1. 男女青年團

(1) 該支部諸帳簿整理狀況

(イ) 支部則 (ロ) 團員名簿

豫算決算基本金

- (ハ) 會議錄 (ニ) 會計簿 (豫算決算基本金)
 - (ホ) 其他
 - (2) 活動狀況
 - (イ) 會合狀況 (ロ) 事業の實際 (ハ) 修養の狀況
 - (ニ) 將來の計畫 (ホ) 融和の狀況 (ヘ) 貯金の狀況の他
 - (3) 俱樂部の内容充實の狀況
 - 2. 戶主會
 - (イ) 諸帳簿 (ロ) 活動狀況 (ハ) 將來の計畫
 - 3. 母の會
 - (イ) 諸帳簿 (ロ) 活動狀況 (ハ) 將來の計畫
 - 4. 農事小組合
 - 5. 其他の施設
- 二、道路施設各支部毎に主なる幹線を選び行ふ
1. 手入

(イ) 掃除、除草、凹凸、乾濕、砂利、排水溝、橋梁、石垣、垣根

2. 設備

- (1) 掲示板設置及使用状況、揭示事項記録 (2) 標本
- (3) 交通の宣傳 (4) 要所電燈設置 (5) 奉仕箱、危険物箱
- (6) 警鐘報時装置 (7) 將來の計畫

三、實地

1. 男女共同實習地

- (1) 經營の目的 (2) 位置の適否 (3) 面積の適否
- (4) 作付成績 (5) 輪栽設計書 (6) 標本、標札
- (7) 所有關係、共有地、小作關係 (8) 關係生徒の状況
- (9) 管理狀況、組長、管理者の狀況、組別等、肥料、農具、種苗等
- (10) 收支計算 (11) 將來の計畫

四、宅地、家庭改善、河川、緑地への全戸調査、支那員、遊園地、児童遊園地

- (1) 家屋内の一般的整理狀況 (2) 農舍(男臺所、女)整理改善狀況

(3) 宅地利用の狀況
(4) 被視察箇所數の全在籍支部員數に對する割合(男女別に)

視察の方法

- (1) 被視察側、被視察支部は男女共定刻前に參集し、各支部長の指揮により萬般の準備をなすこと
- (2) 被視察支部に於ては各視察事項に就き男女共夫々適當の案内及説明員を豫め定め置くこと
- (3) 一般施設の視察をなす場所は當該支部に於て適宜の一ヶ所を選定し置くこと
- (4) 全部集合するを待ち、被視察支部よりは支部の概況を支部長説明し、支部の社會教育經營上の要領を駐在教員より説明すること(約二十分)

2. 視察者側

- (1) 視察者は學校職員責任視察支部の幹部、其他希望者養成所生徒全部、役場員及有志とす

(2) 視察者は定刻前に被視察支部の俱樂部に集合すること(二區、三區は上の寺)

(3) 視察者は最初の一時間に於て所定事項の視察を了し一般施設の視察場所に集合すること

(4) 視察者は次の事項の順により感想を述べるものとす(約四十分)

イ、一般施設 ロ、道路施設 ハ、實習地 ニ、宅地家庭改善

5. 感想者発表は左の通り定む(一名五分)

責任視察支部幹部 四名

養成所生徒 四名(視察後指名す)

6. 男女青年本部側及公民學校側より右の外談話をなすこと(二十分)

7. 來賓感想発表並に講話(二十分)

第五編 農村教育者論

第五編 農村教育者論

第一章 農村教育者の具備すべき要件

現下我が國教育界を通觀せば幾多重要なる事項がある。就中最も緊切なるは優良なる教師を養成することである。而してこれが爲めには先づ、第一に優良なる教師とは如何なる資質能力を有すべきかを明かにし、これが養成の目標を樹立しなくてはならない。今左に教師の具備すべき條件を擧げて要述することとする。

1. 凡そ人を教育する立場に在る人の具備すべき第一要件は、純真熱烈な愛の力である。若しこの愛にして缺くる處あらむか、如何なる設備を有するも、又如何に豊富なる學才と技能とを有するとも、それ等は殆ど何等の價值をも示さざること事實の雄辯に證明する處である。吾等が若し一度古今の偉大なる教育家を追慕する時に於て、その知識と言ひ、技能と言ひ、又その性格と言ひ、夫々その趣を異にに

し、子弟をしてその學問、文章、人格、見識、技能等に敬服せしめたのであらうが、更により以上の強く、尊きものとして、敬服措く能はざらしめたのは、實に師の純真熱烈なる愛の光と力とであつたのである。かゝる愛の教師の下に於て薰陶せられたる子弟と雖も、青年元氣の進る處時に我執に捉はれ時に感情の衝突を來して紛争を醸すが如きことも無いではなかつたが、一度師の肺腑より出づる愛の訓へを受けては、たちまちにして悔悟し、融和するのであつた。今や教育界は、其の制度に於て、その設備に於て長足の充實進展を遂げたりと雖も、一度その中に行はるゝ教育の方法を見る時に於ては往々にして知識、技能の傳達に走りて、教師の人間味の溢るゝを見難いものがある。かくの如きに於てはその人格的感化を及ぼすべき餘地乏しく、又餘裕もあり得ない。かくして、宏大なる校舍、校庭、各種設備の充實等の行はるれば行はるゝ程、教育はその真諦に遠ざかるやの傾がある。かゝる學校に於て斯かる教師の下に養成される國民は將來の實際生活に於て眞に役立つ善良有爲なる國民公民たることは到底望み得られない。必ずや熱と愛とに充ち満てる教師により、眞に人間味ある教育の行はるゝ時に於て始めて醇美にして人間味あ

る學風を生じ、以つて教育の真諦に達するを得るであらう。故を以つて教師の生命は、その力にもあらず、その才知にもあらず、學校設備にもあらず、唯一の熱烈なる愛そのものである。而して女教師はその天分に鑑み、優しき愛の力の緊切なことを痛感するものである。即ち貞淑、柔和なる日本婦人としての特質を發揮し、生徒、母子に對して愛の教育を徹底するの態度の人たるを要する。

2. 教師の意氣、教師は燃ゆる如き理想、抱負を有しなくてはならない。心中理想、抱負の燃ゆるもの無ければその行ふ處は、その日稼となり、單なる事務的行動となり終るのである。彼の古より偉大なる教師として尊敬せらるゝ程の人々は皆その内心に火の如き理想抱負を抱き、これを門弟に授けて國家社會に貢献せしめることを以つて無上の歡喜とし、全生命をこれに傾注し、敢て身を顧なかつたのである。幕末、多端の秋に勤王の大義を唱へ、自己の理想實現をば教育によつて達せんとする意氣に燃えた松田松陰先生は、松下陋村と雖も、誓つて神國の幹たらんの大なる意氣と抱負とを持つてこれに當つた。松陰先生の人格勿論偉大であり、又その抱負、經綸非凡なりしと雖も、この強き意氣が先生の教育をして偉大なる結果

を致さしめたのであらう。即ちこの意氣に燃え、この偉大なる人格と、非凡なる抱負とを持つて、而も熱烈なる愛の光と熱とを以つて子弟と共に耕し、共に白搗き、作業の間に於て道を説き、知を磨き、實踐躬行共に暮すの間に教育してその抱懐する國家、社會に對する抱負、經綸と道の教育とを授けたのである。かゝる意氣と、愛とを以つてしたる先生の非凡にして偉大なる教育は、彼の維新に於ける人傑を輩出せしめ、以つて松陰先生の抱負、經綸は眞に新日本の建設に實現せられたのである。翻つて現下の世相を見るに、社會各方面に於て一大打開と建設とを遂ぐべき一劃期に際會して居る。而してこれが實現の方法は、環境に順應し國民の實生活に立脚したる教育を徹底し、以つて眞に有爲なる國民、公民を養成するにある。この目的を達成せんには、先づ教師がその國家社會に對する研究調査を遂げ、これを郷土に歸結してその開發に對する抱負を養ひ、これを實現することに依つて君國に奉ぜんとするの熱烈なる意氣を有せなくてはならない。この意氣と、前述の愛とを以つて青年、兒童及び一般民衆の教化に當りてこそ郷土文化の建設を遂げ、延いて國家の進運に貢獻し、眞に國家教育の眞使命を發揮し得るのである。翻つて現

今女教師の一般的傾向を眺むる時は、往々にして男子に對する依頼心強く、堅忍不拔、獨立して事を爲すの氣象に乏しき傾向がある。これを除去して男子に比して劣らざる活動を爲すことは實に今後の女流教育者として喫緊の事項である。

3、農村に住み、農業に従事すべき青年並に現に農業に従事せる民衆を教育すべき教育者は、特に土に親しみ、農業を愛好するの至念がなくてはならない。かゝる念慮に燃ゆる教師は、日常の生活に於て自らも農業の研究に怠らず、又實際に鋤を採つて農民を指導すべく、その一言一行共に郷黨の尊重する處となる。かくの如き特質ある教師は、必ず郷土生活を理解し、これが開發に對して深奥なる興味を有し、これに向つて全身、全靈を傾倒して己まないものである。かゝる特質を有し、然かもかゝる精神に燃ゆる教師は、必ずやその郷土に對して尙幾多の残されたる事業の存在することを認識し、これが解決をなさずば已まざるの意氣があるであらう。

かゝる精神に燃ゆる教師が存在する時に於ては、兒童青年は元より一般民衆に至るまでこれを崇敬し、これに感化せられ、共に立つて農業の振興、郷土の開發

に向つて精進するに至るであらう。

以上は、只に農業科を擔當する教師又は青年指導の任に當る教師たるに止まらず、凡そ農村に職を奉ずる教育者は、學校長たると一般職員たるとを問はず、又男子たると女子たるとを問はず、何れもこれを具備しなくてはならない。明治以來の傳統的教育者觀よりすれば、或は之れ奇矯の説なりと爲さんも、一度現下農村の情勢と、その教育との關係に想到する時は、何人もこれに共鳴することを躊躇しないであらふ。

4、農村青年の指導に當るべき専任教師及び小學校農業擔任教師は、以上の諸要件の外に、特に農業に對する専門の知識技能を有せなくてはならない。而して農業は、土地により又時に依りその經營の方針及び方法を異にする場合が多い、隨つて教師は郷土の調査を行ひ、よくその事情に通ずると共に、その時代に於ける經濟界の情勢及び市場の狀況を詳にし、郷土に即したる農業上の知識技能を養ひ以つて郷土の生産をして優位に在らしむべく努力しなければならぬ。日當かゝる知識技能を養ふには實に容易ならざる努力を必要とするのであるから

日常不斷の努力を要するのであつて、眞に農業及び農學に興味を有し、而も郷土の開發を以つて生涯の事業となすの熱情があり、これを達成せんが爲めには、何物をも顧ざるの境致にあらねばならぬ。

5、農村青年の指導に當る教育者はその郷土の全野を教場、教材となして、青年を教授し、訓練しなくてはならないことは已に述べた如くであるが、此の郷土及び郷土生活の内容は、言ふまでもなく郷土に於ける自然物及び自然力の一切と、その面に展開せられたる社會事實の一切であるが故に、これ等を教材とするに當つては、自然科學社會科學と而して哲學、宗教、文藝にも相當理解を有せなくてはならない。而して郷土に於ける調査の内容に就きて慎重なる研究を遂げ、これを基礎として極めて郷土化したる一般的教養と、而してその實際化したる産業、經濟上の知識技能を修得し、郷土の開發、文化の創造建設に對する卓越せる識見を有しなくてはならない。誠に、その關係する範圍廣大にして、隨つてその修養に容易ならざるものがある。然しながら、農村青年の指導者を以つて任ずる今後の教育者は、是非ともかゝる該博なる知見を有し、又確固たる人生觀を有して眞に教育を時世に透

徹して行ひ、以つて、善良有爲なる農民を養成すべきである。

この見地に立つて現下の農村教育を通觀するに、一般教育界の風潮たる教育形式の研究に没頭するの流弊に陥るかの傾向がある。故に速かにこの境涯より脱出して、廣く上述の如き一般的教養を深め、その行ふ教育をして時世に生きたる教育の眞諦に達せしめなくてはならない。

6、農村教育者は健全なる身體の持主でなくてはならない。青年教育は飽くまで奮闘の事業である。又精神的の事業である。加之潑刺なる意氣の青年と相共鳴し、これを教化して行かねばならぬが故に、横溢せる精神、體力の人にあらずんば到底農村青年の指導者たることは出來ないのである。

第二章 農村青年指導者の養成方法

第一節 農村教育者養成機關の種類

我が國に於ける現行教員養成の制度は、勅令に依つて定められたるものに師範學校令と實業補習學校教員養成所令との二がある。師範學校令に基きて設立さ

れたるものには高等師範學校、府縣師範學校等がある。而してこれ等の機關によつて養成せられたる教師の中には農村に於ける小中等學校に教鞭を採る者が多いけれども、農業に關する専門の知識、技能を具備し、然も青年の教育に携はるものを養成することを以つて目的とするものは、只實業補習教員養成所あるのみである。故に本章に於ては主としてこれに就きて述ぶることとする。

實業補習學校教員養成所令は、大正九年勅令第五百二十一號を以つて發布せられ、同十二月文部省令第三十三號を以つて實業補習學校教員養成所令施行規則を公布し、大正十年四月より實施せられた。今左にこれを示さん。

實業補習學校教員養成所令

大正九年十月三十日
勅令第五百二十一號

第一條 北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習學校教員養成所ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 實業補習學校教員養成所ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 實業補習學校教員養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

教諭

助教諭

前項ノ職員ノ外寄宿舎ノ設アル養成所ニハ舎監ヲ置ク

第四條 所長ハ奏任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第五條 教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ニ關シテハ公立學校職員制中實業學校ニ關スル規程ヲ準用ス

第六條 舎監ハ教諭又ハ助教諭ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ受ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル

第六條 書記ハ判任官ノ待遇トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 實業補習學校教員養成所職員ノ待遇官等等級ニ關シテハ公立學校職員待遇官等等級令中實業學校職員ニ關スル規定ヲ分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用ス

第八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外實業補習學校教員養成所ノ設置廢止入學資格修業年限學

科目並教諭及助教諭ノ資格等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校教員養成所令施行規則

大正九年十二月十八日 文部省令第三十三號

第一條 實業補習學校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第二條 實業補習學校教員養成所ノ學科目ハ修身教育法制經濟並實業ニ關スル學科目及實習ト

ス但シ女子ニ付テハ家事裁縫ヲ加ヘ法制經濟ハ之ヲ缺クコトヲ得

第三條 第一項第二號ニ該當スル者又ハ之ニ準スヘキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セサルコトヲ得

第一項科目ノ外國語數學外國語簿記社會學大意其ノ他必要ナル學科目ヲ加設スルコトヲ得

第三條ノ二 實業補習學校教員養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルヘシ

一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者

二 師範學校ヲ卒業シタル者

前項ノ外中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者小學校本科正教員小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者若ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ一年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ相當ノ學力アリト認めタルモノハ之ヲ入學セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校教員養成所ニハ講習科ヲ設クルコトヲ得

第五條 實業補習學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノタルヘシ

第六條 實業補習學校教員養成所ハ公立學校又ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校教員養成所ニ於テハ教室實驗室實習揚器具機械標本圖書其他ノ教授上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第八條 實業學校設置廢止規則ハ實業補習學校教員養成所ノ設置廢止ニ關シ之ヲ準用ス
 第九條 實業補習學校教員養成所生徒ノ學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十一日マテ之ヲ斟酌スルコトヲ得

この制度實施されて以來今日に至るまでの發達の狀況左の如し(昭和三年度文部統計摘要に據る)

年 度	養成所	教 員	生 徒	卒業者	入學志願者	入學者	退學者
大正十二年	三三	九八	九四	八二三	一五二八	八六二	一四
十三年	三六	四六	九七一	八五九	一八五八	八八四	三四
十四年	四〇	六八	一〇四三	八六九	二一〇一	九四四	三二
昭和元年	四四	七七	一一九六	九九〇	二五〇八	一〇四〇	四一
二年	四六	八三	一三〇一	九九一	二七五二	一〇九一	四一
三年	四七	八八	一二八〇	九七七	三一二六	九六六	二三

該教員養成所は、獨立のものは和歌山の一養成所のみであつてその他は、府縣立農業學校、師範學校、農事試驗場等に併設せられ、中には高等農林學校構内に委託設

立せられるものもあり、更に女子に在りては、右の他高等女學校等に併立されて居るものもある。

該養成所は、時世の進運に伴ひ、青年教育の重要性が加はるに鑑み、益々これが擴充を圖らなくてはならないものである。然るに何れも創設以來年尙淺くして、その基礎未だ確實ならざるのみならず、幾多の難關はその經營をして困難ならしむるものがある。青年教育の振興今日より急なるはなさに鑑み、速にその由つて來る處を研究してこれが發達を圖らなくてはならない。

第二節 農業補習學校教員養成所の經營

第一項 入所生選抜の方針

實業補習學校の教員は、一般教化即ち普通學科に對しても、相當なる實力を要する。たとへ數學、國語は兼任教師が擔任するにしても、農業、公民兩科の徹底せる教授をなさんには、一面普通學科の實力が伴ふと同時に、青年の指導には相當の經歷を要するが故に師範學校卒業後二・三年間實際教育に經驗あるものを標準とし

て選抜入所せしむることゝし、然らざるものに就きてはその學力經驗を嚴重考査して入所せしむることを理想とすべきである。

然るに修業年限二ヶ年に延長さるるや現職に在るものゝ入所困難となり、隨つて師範學校、その他中等學校を卒業と同時に入所を志望するものをも收容するに至るの趨勢にある。故にこれ等の選抜に當つては、よく出身學校長と聯絡を取りその人物、學力、特長等を詳にし、眞に青年指導者たるに適するや否やを標準として嚴選するの必要がある。この標準は、凡そ事に當つて臆せず、屈せず、而してこれを爲し遂げずんば己まざるの熱誠と膽力及び青年並に民衆を抱擁するに足るの度量とを有し、且つ入りては職員融和の中心となり、出でゝは有志その他一般村民の敬慕を受け社交性の芽生へある如き特長を有すべきことに特に注意しなければならない。

青年指導の任に當る者は、概して青年よりも年長者たる事を要する。普通青年團員は二十五歳までゝあるから、青年指導者は二十六七歳以上なるを要する。師範學校卒業後三、四年間を經過する者を入學せしめ、これに二ヶ年間の教育を施す

時は、即ち前述の年齢に相當することゝなる。又中等學校卒業生にして一年志願の兵役を卒へ豫備將校の地位にあるものにして、教職又は、農村技術員等の職に在る者を入學せしめる時は、恰も前述の年齢に達し得ることゝなり、且つ青年訓練の指導をも兼ねるを得て極めて妙である。

尙實際上に於て、師範學校卒業者を直ちに入學せしめる時は、年齢二十一、二歳であり、その他一般中等學校卒業者に在りては、僅かに十八、九歳に過ぎざるの故を以つて、年齢の點より見れば到底これに適せざるが如きも、多數の中に於ては心身の發達十分にして、且つ學力及び武道、體育等に特長を有するものありて、優秀なる教師たり得る者も尠くないから、嚴重に選抜して適宜入學せしむべきである。

既に述べたる如く、専任教師は旺盛なる體力をもちて不斷の奮闘を爲さざるべからざるものであるから、入所の際に於て身體強剛にして活潑なるものを選抜しなくてはならない。

上に述ぶるが如き諸條件を具備せる優秀なる者を得んには、教員養成所をして少壯教育者の憧憬の目標たらしめなくてはならない。而して、これが爲めには、創

立日尙淺く設備甚だ不十分にして經營上幾多の不便と困難に悩まされつゝある養成所に對して、府縣當局は出來得る限りの同情と特別の愛護を加へ、且つ卒業生に對しては十分にその驥足を延ばし得るが如き位置と場所とを與へ、その力量手腕を實務の上に發揮せしめ、地方民衆をして眞に新時代の教育者は實業補習學校教員養成所卒業生なりとの強く深き信頼を抱かしめ、隨つて社會をしてその眞價を認めしめるなれば、小壯教育者は期せずしてその門に殺到するに至るであらう。

該養成所に入所せんことを望む者が第一に要求するは其の内容及び卒業後の問題である。故に養成所當事者は、その内容を懇切に要述し、且つ卒業後の精神的物質的待遇等を記述し、如何にその前途洋々たるものにして、而も小壯教育者の活動すべき新天地にして、これに携はるは、新時代の教育者の當に本懐たることを知らしめなくてはならない。

第二項 教授訓練の實際

一、學科教授
 前農村補習教育の局に當るものは、公民教育、職業教育上の實力を養ふと共に一般

的教養にも力めざるべからざることは既に述べた如くである。而してこの要求を満たさんには養成所に於てこれに應ずる學科目を選定しなくてはならない。今左に學科及び標準を示さん。

科	目	程
修	身	國民道德の大要、思想問題、農民的訓練
公	民	公民科、法制經濟、社會學、農村社會學の大要及び補習學校公民科の研究
文	史	日本文化史、世界文化史の大要
國	語	國語、漢文、作文
數	學	代數、幾何、測量
教	育	教育學、青年教育、社會教育
農	業	農業經濟學、農業經濟調査
農	業	農業政策の大要、産業組合の實務
農	業	遺傳原理、動植物改良
博	物	昆蟲、微菌、植物生理、動物生理
土	壤	土壤肥料の理論、理化學的實驗
土	壤	普作、特作、果樹蔬菜、花卉
林	業	造林、測量、利用、測樹

養	畜	家畜飼養、養魚、養蜂
養	蠶	摘桑、飼育、生理、病理
農	産	農産製造法及び理論
水	産	水産學大意、養殖法、魚類解剖實驗
教	練、武	教練、擊劍、柔道、銃槍
體	育、衛	體育の理論及び實際、男女青年期の衛生、農民衛生、學校衛生
家	事、裁縫及び手藝	一般家庭生活に必須なる事項

附、卒業生に對して小學校、科正教員の資格を與へんが爲めに、音楽、圖畫等の教科目を加設するものもある。

生徒は何れも中等教育を受け、又中には農業教育を受けたるものもあるのであるから、これが教授者は相當學力と技術とを有しなくてはならない。殊に文化史、水産、體育、農村衛生及び公民科の一部等は普通の養成所に於ては適當なる教師を得難いのであるから、これ等は附近の高等専門學校、大學等の教授、縣當局等よりこれを囑託するがよい。尙此處に注意すべきは、養成所に於ける教授は、高遠なる理論に偏してはならないことである。何となれば、その卒業生は直ちに農村に出て鋤を採つて農村の青年及び民衆に相伍し、學理を實地に應用して、これを指導するのであるから、高遠なる純理論を概念として授くるのみでは、眞に實際上に役立た

しめることが出来ない。必ずや、實地と純學理とを結合する所謂中間の原理を授けなくてはならない。これが爲めには教師が學理を十分に解すると共に、これを實際に應用するの能力を有せなくてはならない。

二、農業實習

農學は事實を對象とする應用科學なるを以つてこれが教授の徹底を期せんには實習實驗に重きを置かなくてはならない。加之、生徒は主として入所前、小學校の教職にあり、随つて往々にして文學又は哲學等に趣味を有し、身體に汗して勤勞作業に従事することを愛好するの習性に乏しい傾向あるを以つて、これを導くには實習、實驗を中心となし、自然科學、農學等を應用して日常生活の改善研究をなすの態度を養ふことは、誠に喫緊の事項である。この意味に於て、養成所に於ける教育は實習實驗を中心とし、教授訓練の徹底を期するを要する。

(一) 實習の目的

農業實習は、次の諸項を目標として生徒をして自由に活動せしめ、教師はこれを輔導するに力めなくてはならない。

- イ、學科教授の事項を一層明確ならしむ。
 - ロ、組織的、計畫的の能力を涵養する。
 - ハ、農事改良の趣味を養ひ、工夫、獨創の性格を涵養する。
 - ニ、觀察力を啓培し、又自然を愛するの念慮を養ふ。
 - ホ、農業の技術を習熟せしめ、勤勞愛好の習性を涵養す。
 - ヘ、經濟觀念の養成に力め、且つ經營上の能力を培養す。
- (2) 實習、實驗の種類及びその摘要

科	目	摘	要
農藝化學		土壤、肥料、植物生理化學、農産製造化學	
農業博物		病菌、雜草、動植物生理解剖、昆虫採集	
病害虫驅除		各種病害虫の防除、殺虫殺菌劑製造使用法	
普通作物		米麥、菽穀の栽培法、同上審査法	
蔬		栽培法、品評法、育苗	
特用作物		栽培、製茶、製麻、審査法	
果樹		栽培、害虫病菌防除、審査法	
畜産		飼養、去勢、審査法	

林業 育苗、造林、林産製造
 養蠶 栽桑、解剖、飼育
 水産 魚類標本作成、解剖、養魚
 農産製造 農産物の小賣販賣、共同組合
 販賣實習 經濟團の經營(第二學年)
 經營實習 校下農業救済の援助及び研究
 農業政策實習

尙、經濟實習の徹底を期せんには、附屬農家を設定し、生徒をしてその實際に當らしむるは、最もその當を得たるものである。

三、教育實習

教育實習は、實際生活を基調とせる青年教育、社會教育を體驗せしめ、時代の要求する農村教育者たらしめるにある、而してこれが目的を達成せんが爲めに代用附屬補習學校を設け養成所生徒をその校下の大字に數名宛分宿せしめ、教師輔導の下に農村生活にひたり、これを體驗しつゝ、青年及び村民の教化に當らしめるのである。而して代用附屬校の經費は村に於ても相當負擔すと雖も府縣に於てもその一部を分擔して設備内容を充實せしめ、教育實習の効果を顯著ならしめるこ

とが肝要である。

左に教育實習の内容中、主要なるものを列挙せん。

イ、郷土調査——既に述べたる方法に依り、男女青年を活動せしめて、郷土の實態を調査せしむ。

ロ、青年教育——實業補習學校、青年訓練所及び青年團の指導に當らしむ。

ハ、社會教育——生徒をして校下の教育網の中に加はらしめ、文化建設を理想として、自治、教化、經濟の三運営を圓滿に發展せしめる様に指導するのである。

以上實習は、校下の農村を一學校と見做し、所謂露天學校の眞諦に達せる教育を體驗せしめ、やがて卒業後に於ては、これを自己責任の下に實行せしめるのである。

第三項 卒業生の指導法

卒業生の大多數は名實共に専任教員として活動せしむべきである。その配置に就きては適材適所の配置をなすことを以つて根本方針とし、府縣當局と養成所當事者とは、極めて密接なる聯絡の下にこれが實現を期せなくてはならない。而して、又専任教諭をして、相當年月活動し、成績優良なるものは奏任待遇の恩典に浴

せしめ、又學校長、視學、社會教育指導者としての適材ある時は出來得る限りその手腕を振ふの機會を與へ、以つて養成所が時代に伴ふ重要な教員養成機關たるの眞價を發揮せしめ、益々優秀なる少壯教育者をその學園に集め、以つて國家社會の要求する人材を養成し、これを教育界に送り出さなくてはならない。熊本縣に於ては養成所創立以來今日に至るまで卒業生より拔擢して専任教員にして奏任待遇の恩典を受くるもの一名、その他縣視學、同社會教育主事補等數名、小學校長補習學校長四十餘名を任命し、適材を適所に活動せしめ、以つて農村教育の開發に力めしめつゝある。斯種教員の養成は地方としても又國家としても、寸刻を争ふ喫緊事であると言はなくてはならない。

次に地方農村にあつて教育の實務に當りつゝある卒業生に對しては、母校たる教員養成所は直接間接にこれを指導し援助することなくんば、到底上述の重大なる責務を果すこと能はないのである。今母校の盡すべき任務の主要なるものを左に列記せん。

イ、同窓會を組織し、各郡市に支部を置き、卒業生相互及び卒業生と母校との聯絡

を密にし、相互修養、援助、母校の指導を受くるの便に資する。

ロ、養成所長及び主任教師は、出来得る限り卒業生を個別的に指導誘掖し、特に新卒業生に對しては、懇切に就任前後の注意をなし、且つ就任地を巡視して指導すると共に村當局及び民衆との調和の爲めに仲介斡旋の勞をとりその活動を容易ならしめる。

ハ、教師は生徒卒業後と雖も、弟妹の如くそれを愛しその私生活又は公生活に於て煩悶、苦慮ある時は、直ちにこれを打明けて、指導を請はしめる如き恩情を保ち、これが解決には、犠牲的態度を以つて當らなくてはならない。

ニ、所長及び教師は、地方よりの講習、講演、學校指導その他種々の要件を以つて出張を望まるゝ場合は、出来得る限りその要請を充たすの方針に出づるを要する。

農村教育新論終

昭和六年二月十日印刷

農村教育新論

農村教育新論終

昭和六年二月十日印刷
昭和六年二月二十日發行

農村教育新論

定價參圓五拾錢



著 者 長 野 長 廣
發 行 者 宇 野 橘
印 刷 者 近 藤 喜 七
印 刷 所 東京市四谷區仲町三丁目廿一番地
同文書院印刷所 東京市芝區西久保巴町三十番地










發 兌

東京市四谷仲町三
電話四谷二九九八
振替東京一三一六

同 文 書 院

291.3
13

6年3月5日 40

								
								交
								味

調查濟

終